

鶴川西地区統合新設小学校意見交換会 次第

※鶴川第四小学校区 保護者対象

日時：2021年10月2日（土）10時～12時

開催場所：WEB 会議による開催

- 1 開会のあいさつ
- 2 町田市新たな学校づくり推進計画の概要説明
- 3 事前質問への回答
- 4 質疑応答
- 5 閉会

意見交換会の開催にあたって

【途中退室について】

ご家庭の事情等で、WEB 会議から途中退室されたい場合は、いつでもご退室いただいて構いません。画面上の受話器マークを押していただくと、退室することができます。

【質疑応答の方法について】

お申し込みいただいた人数が多く、画面上でご発言されたい方を確認することが難しいことが想定されることから、WEB フォームで質問をお送りいただく方法とさせていただきます。以下のWEB フォームにアクセスいただき、質問・意見を入力して送信してください。

「当日質疑用 WEB フォーム URL アドレス」

<https://forms.gle/dsYHdgcq66KJANKvN7>

【意見交換会アンケートについて】

事前に本日の意見交換会にご参加いただくと回答いただいた皆さまに、後日アンケートをお送りいたします。意見交換会へのご意見やご感想をお寄せください。ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

5 新たな教育環境をつくる① 新たな教室をつくる [小学校編]

推進計画でつくる、未来の小学校の教室を探検してみよう!

小学校の教室を 見てみよう!

普通教室は、学校に通学して学ぶ意味を踏まえて、協働的な学習や子どもたち同士のコミュニケーションが促進されるような環境を整備します。

小学校では、協働的な学習を展開しやすくするために、オープンスペースの整備や、十分な収納スペースをつくることによって教室の広さを確保します。そして、可動式大型提示装置（プロジェクタ型電子黒板）などのICTの活用を前提に、投影面・板書面として活用することができるホワイトボードを整備します。

どう変わる? 小学校の普通教室

- 1 協働的な学習や学年単位の活動を展開しやすいオープンスペースを整備。
- 2 普通教室の面積
64㎡→110.5㎡（約1.7倍）
- 3 板書面・投影面を兼用できる
ホワイトボードを整備。
- 4 可動式大型提示装置
（プロジェクタ型電子黒板）を設置。
- 5 机周辺の荷物を収納することが
できる十分な収納スペースを確保。

大型提示 装置

って何かな?

教材やみんなの意見を
拡大して共有したり、
書き込んだりできるんだよ。

オープンスペース

授業で広く使ったり、
同じ学年で
すぐに集まることもできるのね!

ホワイトボード

授業にも使えるし、
お知らせやみんなの作品の
掲示もできるのね。

教室の面積

これはすごい!
机を自在に動かすことが
できる広さがあるな。

収納スペース

廊下や棚の上に
置いていた荷物も
全部ロッカーに入るわ!

※ 町田市立学校 施設機能別整備方針にまとめた
機能拡充の内容をイラストにした整備イメージです。

新たな教育環境をつくる ②

新たな教室をつくる [中学校編]

推進計画でつくる、未来の中学校の普通教室を
探検してみましょう

中学校の教室を 見てみよう!

中学校は、協働的な学習を展開しやすくするために、体格に合わせて教室の面積を1.2倍に拡大します。

また、中学生の荷物を収納して机を移動しやすくするために、個人単位のロッカーを整備します。

そして、小学校と同様に可動式大型提示装置を整備するとともに、ロッカーを整備した場合でもICTを活用した教育活動を展開しやすくするために、投影面・掲示面として活用することができるホワイトボードを整備します。

どう変わる? 中学校の普通教室

- 1 机の間隔を確保できる
ゆとりある教室の広さを確保。
- 2 普通教室の面積
64㎡→80㎡ (約1.2倍)
- 3 板書面・投影面・掲示面を
兼用できるホワイトボードを整備。
- 4 可動式大型提示装置
(プロジェクタ型電子黒板)を設置。
- 5 大きなカバンや持ち物が入る
十分な収納スペースを確保。

大型提示装置
なるほど、大型提示装置が
左右に動くのか。
これなら使い方も自由自在だな。



ホワイトボード
横にもホワイトボードだ!



書き込んだり、
プロジェクタから
資料や映像を
映すことも
できるのね。

ロッカー

コートもリュックも
全部ロッカーに入るのね!
助かるわ。



※ 町田市立学校 施設機能別整備方針にまとめた
機能拡充の内容をイラストにした整備イメージです。

教室は
こんなに
広くなるのか!



教室の広さ

中学生は体格が
大きいからこれくらいの
広さが必要なのよ。

新たな教育環境をつくる ③

ラーニングセンターをつくる

多様なメディアを活用しながら協働的な学習ができる
ラーニングセンターを探検してみよう!

図書室

=ラーニングセンター!?

これまでの図書室に加えて、図書や視聴覚教材といった多様なメディアを活用しながら協働的な学習を展開することができる「ラーニングルーム」を備えることで、教育活動の拠点となる「ラーニングセンター」として整備します。

このラーニングセンターは、教育活動の拠点であることを基本としつつ、放課後活動または地域開放等で活用することを想定した位置に配置することで、より開かれた活動拠点とします。

ラーニングセンター って何だろう?

- 1 図書や多様なメディアを活用しながら協働的な学習を展開することができるラーニングルームを整備。
- 2 可動式の机や椅子を使用し、普通教室よりも多様な学習活動の展開が可能。
- 3 大型提示装置で壁面全体に教材や動画などの投影が可能。
- 4 図書室の閲覧スペースを同時に使用できるよう間仕切りと遮音に配慮。



遮音と 間仕切り

間仕切りがあるから、
音を気にしなくて
良さそうね。

大型提示装置

こんなに大きく投影したり、
書き込んだりもできるのか。

僕、本物と
同じ大きさのサイと
背比べしたんだよ!

他のクラスが
使っていても、
調べ学習がすぐに
できるのね。

机・椅子が 動かせる

机や椅子がすぐ動かせて、
床でも活動ができるよ。

ここで地域の活動も
色々できそうじゃな。

※ 町田市立学校 施設機能別整備方針にまとめた
機能拡充の内容をイラストにした整備イメージです。

新たな教育環境をつくる ④

学校と地域が協働する拠点をつくる

学校と地域が協働する拠点となるコミュニティルームと避難施設を探検してみよう！

コミュニティルームと避難施設を見てみよう！

学校は、教員だけでなく保護者や様々な地域人材に支えられて運営しています。この学校と地域の協働をさらに充実させるために、コミュニティルームを整備します。

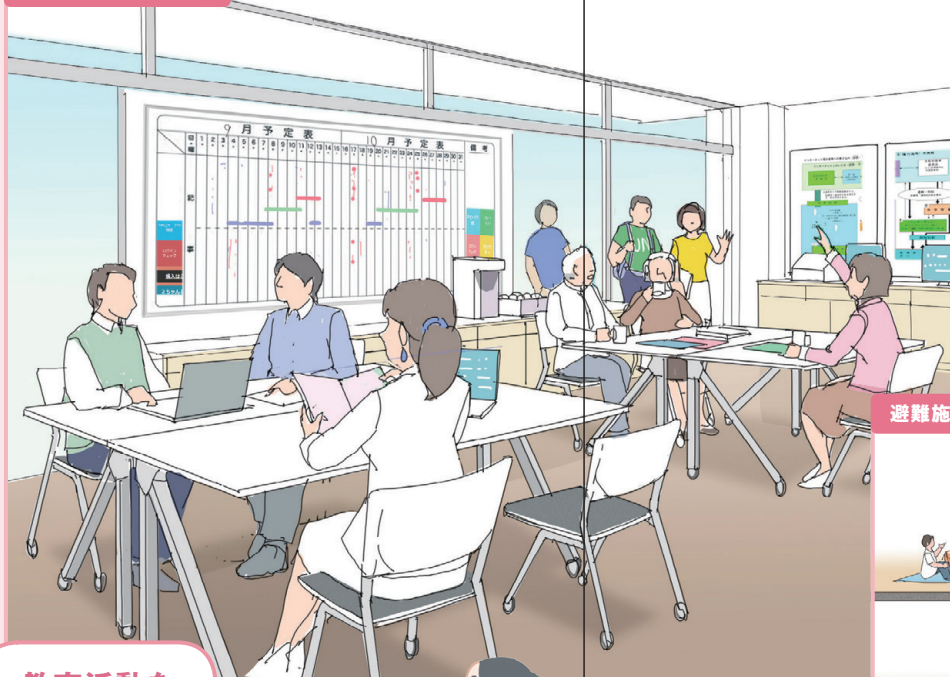
コミュニティルームは、学校の教育活動を支援する学校支援ボランティア等の活動・準備スペースとし、多世代の学校支援ボランティアの活動拠点として活用します。また、コミュニティスクールの活動など、学校と地域の協働の拠点としても活用します。

防災備蓄倉庫のような避難施設の運営に必要な施設機能について、避難施設から使いやすい位置に整備します。

地域協働の拠点・防災拠点は どう変わる？

- 1 教育活動を支援する学校支援ボランティア等の活動・準備スペースを整備。
- 2 学校運営協議会(コミュニティスクール)をはじめとした学校と地域の協働の拠点を整備。
- 3 避難施設の運営に必要な施設機能について、避難施設と一体的または近接的な位置に整備。

コミュニティルーム 昼



教育活動を支援

いろんな年代の人が集まって学校支援ボランティアの準備をしてくれているのね。



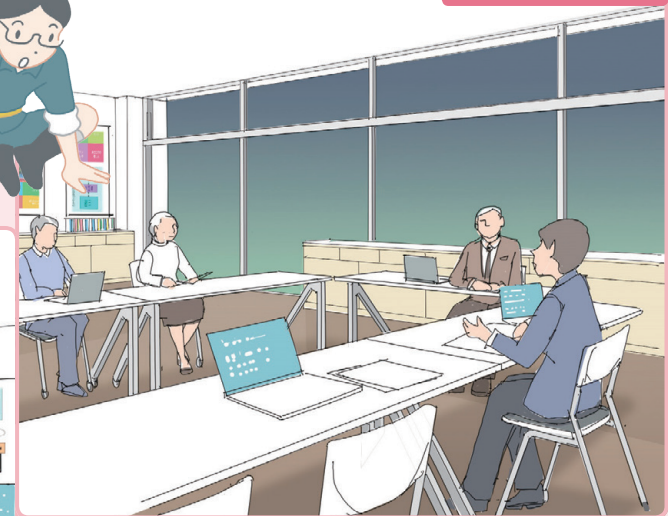
※ 町田市立学校 施設機能別整備方針にまとめた機能拡充の内容をイラストにした整備イメージです。

活動の拠点

コミュニティスクールの会議もここで開くことができるんだ。



コミュニティルーム 夜



避難施設

防災備蓄倉庫

避難施設と防災備蓄倉庫が近くにあると、荷物を運びやすそうじゃな。



避難施設として利用

新しく学校をつくと、防災拠点の作り方も工夫できるし、避難施設が利用しやすくなって助かるわね。



新たな教育環境をつくる ⑤

新たな職員室をつくる

学校を支えるチーム体制を推進する
新たな職員室を探検してみよう！

新たな職員室を 見てみよう！

職員室は、特別支援教育を担当する教員や、教員以外に教育活動に携わる人材（以下「支援人材」）も含めて1つの職員室内で執務することができる広さ（3.5教室分以上）で整備し、学校を支えるチーム体制を推進します。

また、職員室に、休憩をしながら情報交換・共有するためのコミュニケーションスペースや、効率的に作業するための印刷・教材作成スペース、スムーズに打合せするための会議スペースを併設し、教職員が働きやすくなる環境を整備します。

どう変わる？ 新たな職員室

- 1 すべての教員や支援人材が1つの職員室で執務することができる面積（3.5教室分以上）で整備。
- 2 効率的に印刷・教材作成を行うために、印刷・教材作成スペースを一体的に整備。
- 3 様々な仕事の打ち合わせをスムーズに行うために、会議スペースを整備。
- 4 休憩をしながら情報交換・共有をするためのコミュニケーションスペースを職員室に併設して整備。

コミュニケーション スペース

先生にも休憩できる
スペースが必要ね。

印刷室

コピー機や印刷機が
すぐ近くあって
作業しやすそうだ。

会議スペース

会議スペースが
近くにあると、すぐに集まって
話せて助かるわ。



職員室の広さ

これだけ広いと
先生以外のスタッフも
一緒に仕事ができそうじゃな。

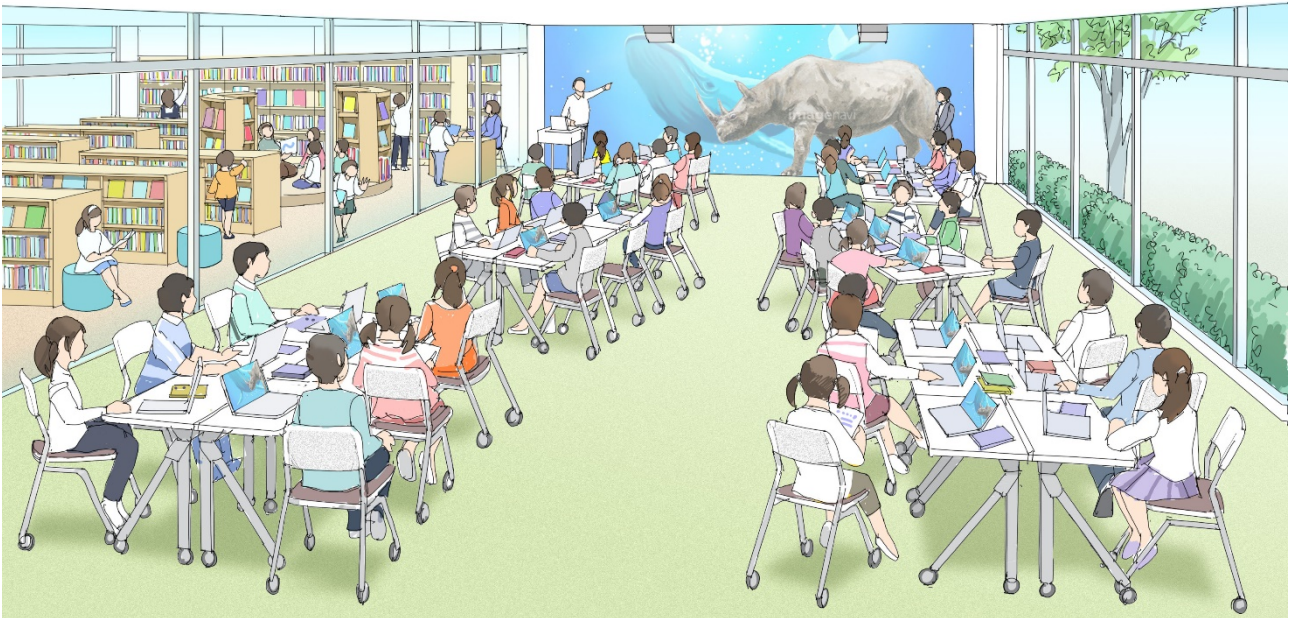
子どもたちだけでなく、
先生や地域にとっても
良い環境になるんだね。
新しい学校が
はやく出来るといいね！

※ 町田市立学校 施設機能別整備方針にまとめた機能拡充の内容をイラストにした整備イメージです。

町田市新たな学校づくり推進計画（抜粋版）

～夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てるために～

推進計画の抜粋版に、補足説明のため審議会の資料等を追加しています。



推進計画の全体版は
こちらからご覧いただけます！

2021年5月
町田市教育委員会



1 町田市立学校の児童・生徒数の推移と将来推計について

町田市は、高度経済成長期に大規模団地が建設されたことなどによって 1960 年代後半から児童・生徒数が大幅に増加し、小学生は 1980 年度の約 3.7 万人、中学生は 1985 年度の約 1.8 万人まで増加しました。

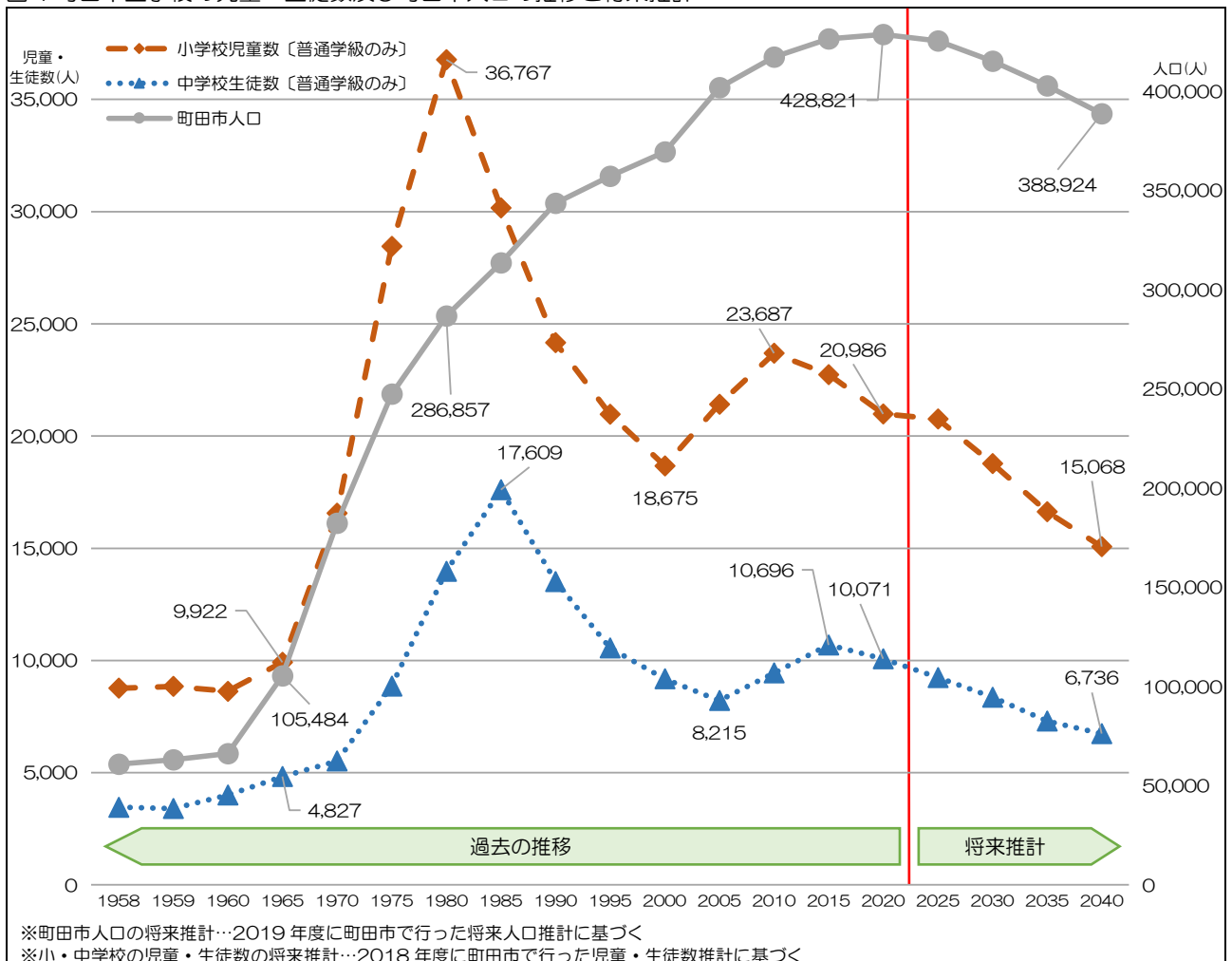
その後、大規模団地の子どもたちが小・中学校を卒業したことで 1980 年代から 1990 年代にかけて児童・生徒数が大幅に減少したことから、2001～2003 年度に 44 校あった小学校を 39 校に統廃合し、2010 年度には中学校 1 校を閉校しています。

その一方、大規模開発によって特定の地域の人口が大幅に増加したことで 2000 年代に児童・生徒数が再び増加に転じたことから、小学校を 2005～2010 年度の間に 3 校、中学校を 2012 年度に 1 校開校しました。

しかし、出生数の減少（少子化）の影響によって小学生は 2010 年度、中学生は 2016 年度をピークに減少に転じ、2020 年度の児童・生徒数は、小学生が約 2.1 万人、中学生が約 1 万人まで減少しています。

今後の児童・生徒数推計では、2040 年度には小学生が約 1.5 万人（2020 年度比：△30%）、中学生が約 7 千人（2020 年度比：△31.7%）となることが見込まれていることから、町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するために適正規模・適正配置を推進するとともに、児童・生徒数の変動に柔軟に対応することができる新たな学校づくりを推進する必要があります。

図 1:町田市立学校の児童・生徒数及び町田市人口の推移と将来推計



2 町田市立学校施設の老朽化について

町田市では、高度経済成長期における児童・生徒数の大幅な増加に対応するために 1970 年代に建築した小・中学校施設の老朽化が大きな課題となっています。

文部科学省が 2013 年 3 月にまとめた「学校施設の老朽化対策について」によると、全国の公立小・中学校のうち、鉄筋コンクリート造（耐用年数 60 年）の学校施設を建て替えるまでの平均年数は約 42 年となっています。町田市立小・中学校は、2021 年 4 月時点で築 42 年を超える校舎のある学校が 62 校のうち 41 校あります。

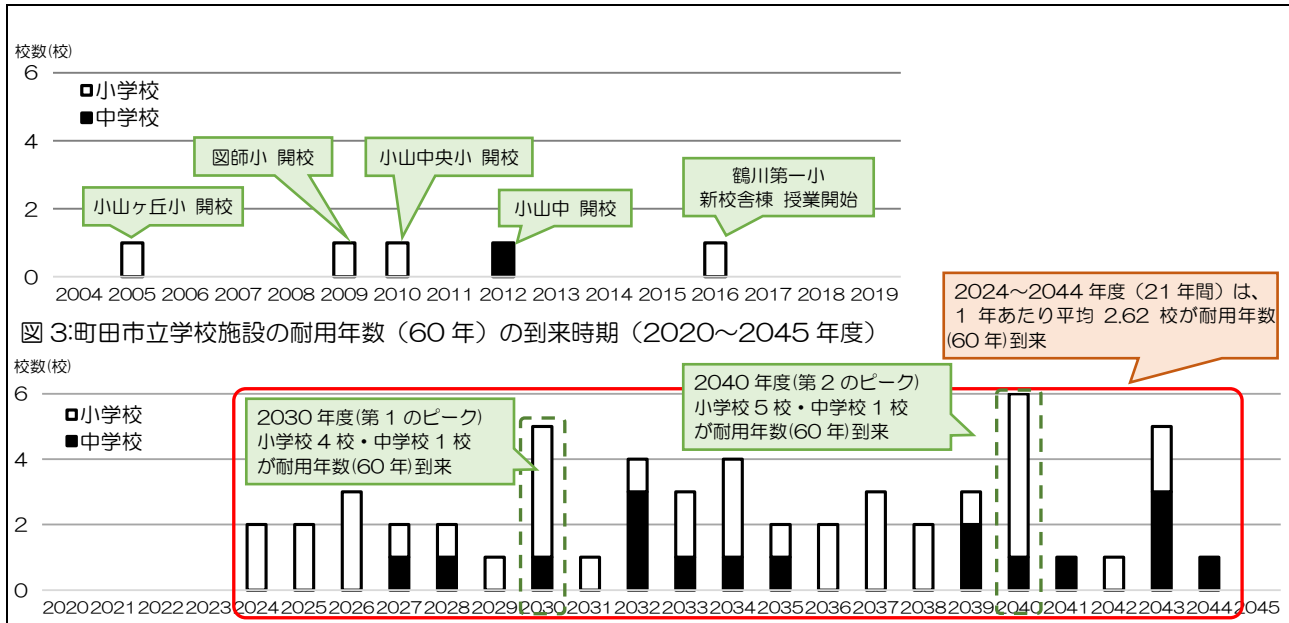
さらに、「町田市立学校個別施設計画 学校整備計画編」(以下「学校整備計画」)の計画期間(2021～2055 年度)において、築 60 年が到来する学校が 55 校あり、すべて 2044 年度までの時期に集中します。学校統廃合を行わない場合には、2021～2055 年度までに建て替えが必要な学校が 42 校、築 40～50 年を目安に実施する長寿命化改修[※]が必要な学校が 17 校あり、その費用として約 3,075 億 5 千万円が必要となります。

この建て替え等の費用を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校における安全を確保するとともに、町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するためには、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の優先順位を検討し、計画的に更新していく必要があります。

※長寿命化改修

建物の骨格以外の内外装を撤去し、大規模な躯体改修や電気・ガス・水道設備の更新だけでなく、教室の配置換えや間取りの変更、新たな教育機能の導入など、将来の学習環境への適合などを見据えた機能向上を併せて行う改修。

図 2:町田市立学校の建築・改築の経過 (2004～2019 年度)



町田市立小・中学校別の児童・生徒数・学級数推計及び建築年度からの経過年数

小学校	児童数※1			学級数※2			建築情報※3		中学校	生徒数※1			学級数※2			建築情報※3	
	2021	2030	2040	2021	2030	2040	建築年度	経過年数		2021	2030	2040	2021	2030	2040	建築年度	経過年数
1 町田第一	662	897	933	20	29	30	1969	52	1 町田第一	717	722	716	20	20	19	—※4	—※4
2 町田第二	390	476	502	12	16	18	1964	57	2 町田第二	461	499	485	13	15	14	1972	49
3 町田第三	450	352	304	14	13	12	1965	56	3 町田第三	356	345	226	10	11	7	1967	54
4 町田第四	545	459	502	17	16	18	1971	50	4 南大谷	498	501	418	15	14	12	1974	47
5 町田第五	535	536	500	17	18	18	1966	55	5 南	651	662	534	19	19	16	1968	53
6 町田第六	269	222	199	10	11	6	1964	57	6 つくし野	712	792	664	20	22	19	1975	46
7 南大谷	593	534	460	18	18	18	1973	48	7 成瀬台	420	423	285	12	12	9	1979	42
8 藤の台	427	319	287	15	12	12	1972	49	8 南成瀬	478	338	321	14	10	10	1981	40
9 本町田東	236	180	171	10	6	6	1970	51	9 鶴川	611	421	322	17	13	10	2001	20
10 本町田	359	226	171	12	11	6	1977	44	10 鶴川第二	784	582	547	22	16	16	1972	49
11 南第一	652	649	584	20	23	18	1965	56	11 薬師	304	225	172	9	8	6	1970	51
12 南第二	322	255	223	12	12	12	1978	43	12 真光寺	280	216	185	9	7	6	1980	41
13 南第三	379	349	341	12	12	12	1970	51	13 金井	459	350	296	14	11	9	1984	37
14 南第四	515	386	354	17	12	12	1966	55	14 忠生	672	510	391	18	15	12	1973	48
15 つくし野	387	232	222	12	12	12	1970	51	15 山崎	334	176	134	11	6	6	1979	42
16 小川	439	290	285	13	12	12	1974	47	16 木曾	320	218	154	10	7	6	1983	38
17 成瀬台	625	538	432	18	19	18	1974	47	17 小山田	453	272	229	13	9	7	1983	38
18 鶴間	616	973	593	18	31	18	1976	45	18 小山	847	575	400	24	17	12	2011	10
19 高ヶ坂	319	196	211	12	7	12	1978	43	19 堺	562	470	329	16	14	10	1972	49
20 成瀬中央	358	220	190	12	10	6	1979	42	20 武蔵岡	74	45	31	3	3	3	1983	38
21 南成瀬	350	222	214	12	11	11	1980	41	合計	9,993	8,344	6,841	289	249	209		
22 南つくし野	755	613	623	24	21	18	1980	41									
23 鶴川第一	733	447	432	23	15	16	2015	6									
24 鶴川第二	487	348	418	16	12	14	1973	48									
25 鶴川第三	426	358	378	14	12	12	1967	54									
26 鶴川第四	501	387	378	16	12	12	1970	51									
27 金井	524	339	326	17	12	12	1977	44									
28 大蔵	692	470	481	22	18	18	1980	41									
29 三輪	480	421	374	16	15	12	1982	39									
30 忠生	444	327	298	15	12	12	1966	55									
31 小山田	265	199	191	10	8	6	1980	41									
32 忠生第三	599	409	353	19	13	12	1974	47									
33 山崎	365	249	219	12	12	12	1980	41									
34 小山田南	532	345	276	18	13	12	1983	38									
35 木曾境川	455	283	253	14	12	12	1977	44									
36 七国山	556	278	251	18	12	12	1975	46									
37 函師	545	323	289	17	12	12	2008	13									
38 小山	788	581	563	24	19	18	1976	45									
39 小山ヶ丘	843	627	457	24	21	18	2004	17									
40 小山中央	719	365	370	21	14	13	2009	12									
41 相原	394	343	346	12	12	12	1968	53									
42 大戸	134	63	39	6	6	6	1983	38									
合計	20665	16285	14994	661	594	558											

本表は、市立小・中学校別の2040年度までの児童・生徒数推計と各校の最も古い校舎を基準とした建築情報をまとめた一覧表です。各項目の読み方については、下記の注記をご覧ください。

※1 児童数・生徒数

2021年度…5月1日時点の児童・生徒数

2030年度・2040年度…2020年度に行った児童・生徒数推計結果

※2 推計にあたっての学級編制基準

〈小学校〉

2021年度・・・1・2年生は、35人につき1学級

3～6年生は、40人につき1学級

2030・2040年度・・・全学年、35人につき1学級

〈中学校〉1年生は35人につき1学級、2・3年生は40人につき1学級

※3 建築情報

最も古い校舎を基準とした建築年度と建築年度から2021年度までの経過年数

※4 町田第一中学校は2018年度から改築工事を行っているため、建築年度及び経過年数を「-」と表記しています。

PTA連合組織からの学校施設老朽化に関する要望内容₁₁

学校名		要望内容
1	町田第三小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・施設について 老朽化している校舎の建て替えや耐震補強の早期対応を要望します。またプールの更衣室の改修も要望します。 ・体育館について 天井にひびが入っており避難場所としても不安です。早急に大規模な改修工事をしてもらえるよう要望します。 ・校舎内設備について 廊下や教室床の張替えを要望します。剥がれた箇所がめくれている危険です。
2	町田第五小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・施設について 老朽化している校舎の建て替えや耐震補強の早期対応を要望します。またプールの更衣室の改修も要望します。
3	南第一小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・施設について 老朽化している校舎の建て替えや耐震補強の早期対応を要望します。またプールの更衣室の改修も要望します。
4	南第二小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭について 屋外トイレの改修を要望します。
5	成瀬台小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭について 屋外トイレの改修を要望します。
6	町田第二中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・プール更衣室の衛生問題 床、壁だけでなく、ロッカー(木製)、間仕切り壁も老朽化が進む。今夏は使用していないので乾燥した状態ですが、使用時は濡れた状態で衛生的とはとても言えない状態。トイレも老朽化により、非衛生的
7	町田第三中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏りがとてもひどくバケツや新聞紙、雑巾などで対応してはいますがその場しのぎのため、できるだけ早急な対応をお願いしたいです。 ・校庭にあるトイレですが子供たちに使用するにあたり衛生的にとっても不安があります。建て替え、もしくは整備をお願いします
8	つくし野中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・非常階段の点検・補修のお願い(継続) 昨年度もお願いしておりますが、校舎外側の非常階段について点検と補修をお願いいたします。塗装が剥がれ、金属部分の錆が所々に見られます。緊急時避難の際に生徒が通行することを考えると、非常に不安です。早急の点検・補修をお願いいたします。
9	南成瀬中学校	<p>【校庭、テニスコート修繕】 校庭がボコボコなため、頻繁に小さな補修を繰り返しています。大規模な修繕、整備をお願いいたします。さらにテニスコートの上がデコボコな為、テニス部の子供たちの練習状況がよくありません。ハードコート等に変えていただきたいです。</p> <p>【階段修繕】 この2年、PTAでペンキの材料を購入し廊下・昇降口と修繕で綺麗にしています。ですが階段は高く危険なため、素人では塗り替えることは出来ません。業者の方に入ってやっていただきたく、予算もしくは階段の修繕をお願い致します。</p> <p>【プール横トイレの環境改善】 プールの横にあるトイレの環境が、暗い、臭いと劣悪な状況で生徒達も使いたくないと思っているようです。環境を改善していただき生徒達が安心して使用できるトイレに改修をお願いいたします。</p>
10	鶴川第二中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・第二音楽室の雨漏りについて 昨年度工事を行っていただきましたが、現在も改善されておりません。この教室は授業以外にも放課後に吹奏楽部の活動場所として使用しております。今一度雨漏り箇所をお調べいただき、できるだけ早いタイミングでの改修工事を希望します。
11	薬師中学校	<p><サッカーゴールの買い換え> 数十年使用しており、かなり老朽化してきております。安全面での確保ができなくなっております。早急に買い換えをお願いしたいです。</p>
12	忠生中学校	<p>① 校舎の窓枠が老朽化なのか仕様の不具合なのか分かりませんが、窓ガラスが外れやすくなっています。改善をお願いします。</p> <p>② 応接室前の天井が雨濡りしています。昨年修理してもらいましたが、7月の長雨により天井のボードが腐り、再び雨漏りしています。再度修理の検討をお願いします。</p>
13	山崎中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・プール場環境について プールサイドもとても安全と言える状態ではありません。プールの底も塗装が剥がれて素足では安心、安全に授業が行えるよう早急な対応をお願いいたします。
14	木曾中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・外トイレの改修 外部活の生徒も毎日使用していますが、老朽化が進んでおります。学校施設として一般の方にも開放し体育祭の際にも使用しています。和式の為小さいお子さんやお年寄りの方に不便をかけている状況です。体育祭後のアンケートにも毎年、洋式化の声が上がっていますのでトイレ改修を希望します。 ・体育館の改善 屋根について対応して頂きましたが、まだ雨濡りしている箇所がある為、引き続き要望致します。
15	小山田中学校	プレハブ校舎、PTA会議室のトタン屋根が外れかかっているため修理をお願いします
16	堺中学校	武道場の床が老朽化してきているので改修してほしい。

2 町田市立学校施設整備の基本理念

「町田市立学校施設整備の基本理念」は、町田市立学校における「教育環境・生活環境づくり」「放課後活動の拠点づくり」「市民生活の拠点づくり」を進めるうえで、どのような学校施設を整備する必要があるのか、そのあり方を基本理念として表しています。

(1) 教育環境・生活環境づくりの基本理念

学校は、社会において思考力・判断力・表現力や、社会性・人間関係を形成する力を育む場の中で児童・生徒にとって最も重要な場であることから、安心して学校生活を送ることができる環境を基盤として、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

また、多様な学習形態に対応することができる環境や、主体的に体を動かしたくなる環境を整備します。

(2) 放課後活動の拠点づくりの基本理念

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境を整備します。

(3) 市民生活の拠点づくりの基本理念

地域と学校が連携・協働するためのスペースの確保や、学校施設のさらなる地域開放、他の公共施設等との複合化によって、多様な人々が学校につどい、教育活動・放課後活動などを通じた連携・協働や、スポーツ・生涯学習、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

そして、新たな学校づくりにおいて学校施設機能を集約して整備する場合（例：学校給食の給食センター）においても、愛着ある地域拠点施設とするための多機能化や複合化を検討します。

また、地域の防災拠点として災害時の対応を円滑に行うことができる環境を整備します。

3 町田市立学校施設整備の基本方針

「町田市立学校施設整備の基本方針」は、学校施設整備の基本理念の実現に向けて、何を重視して学校施設を整備するのか、その基本方針を表しています。

(1) 学校用地の条件に応じて充実した教育環境を実現することができる施設整備

学校用地の面積や法的要件、周辺環境の状況など、学校用地の条件に応じて教育環境を充実することができる施設整備を行います。

(2) 将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備

学校に通学して学ぶ意味を踏まえたうえで、町田市立学校における将来の児童・生徒の教育環境及び生活環境の変化や、放課後活動や市民生活の拠点としての役割の変化など、将来の環境変化に柔軟に対応することができる施設整備を行います。

(3) ライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備

学校施設の整備費だけでなく、整備後の管理費・修繕費、そして将来の改築等の費用も含めたライフサイクルコストをより少なくすることができる施設整備を行います。

4 「町田市立学校 施設機能別整備方針」の策定について

学校施設整備の基本理念及び学校施設整備の基本方針に表した内容について、学校施設の建て替え等を行う際に具体化するために、町田市立学校の施設機能別に室数、面積、配置等の学校施設整備を進めるうえでの標準となる「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定しました。

この整備方針は、学校施設整備時の設計において参照するとともに、社会環境の変化に対応した改訂を行うことを想定していることから、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」から独立して整備しました。

(参考)「町田市立学校 施設機能別整備方針」の構成

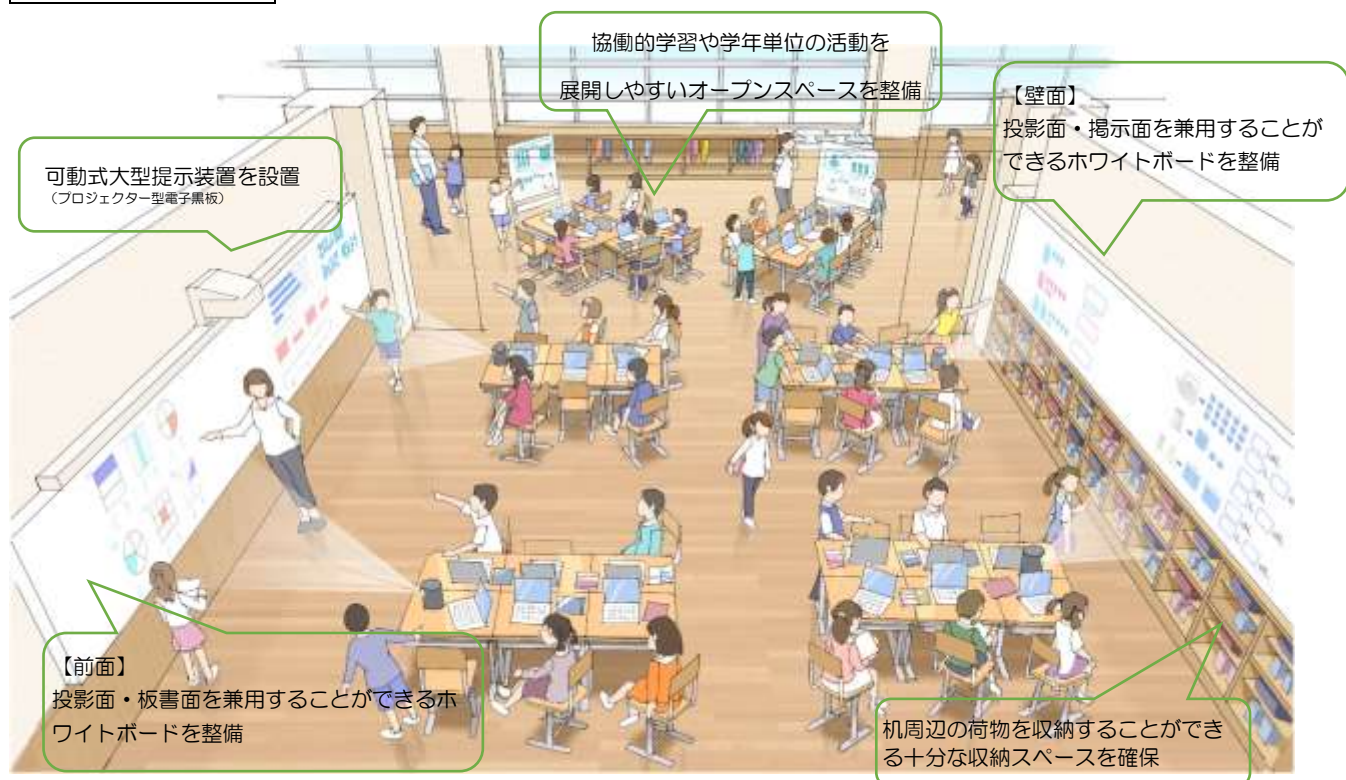
第1章 学校施設整備の基本理念	6 体育施設 (1) 屋内体育施設
第2章 学校施設整備の基本方針	(2) 屋外体育施設
第3章 町田市立学校 施設機能別整備方針	(3) プール
Ⅰ 学校施設整備の検討条件	7 給食施設
1 学級編制基準について	8 空調設備・換気計画
2 学級数及び児童・生徒数について	9 駐車場・駐輪場
Ⅱ 小学校	10 防犯・安全対策
1 施設構成の基本的な考え方	11 バリアフリー・ユニバーサルデザイン
2 施設機能別整備方針	12 防災拠点としての施設整備
(1) 普通教室等	13 放課後活動
(2) 多目的スペース	14 地域開放・複合化への対応
(3) 特別教室	15 木質化
Ⅲ 中学校	16 環境配慮
1 施設構成の基本的な考え方	V 容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応
2 施設機能別整備方針	1 容積率超過への対応
(1) 普通教室等	2 屋外運動場面積不足への対応
(2) 多目的スペース	VI 諸室構成及び規模の標準
(3) 特別教室	1 小学校
(4) その他(進路指導室)	(1) 24学級(オープンスペース有り)
Ⅳ 小・中学校の共通事項	(2) 24学級(オープンスペース無し)
1 特別支援教育	(3) 18学級(オープンスペース有り)
(1) 特別支援学級	(4) 18学級(オープンスペース無し)
(2) 特別支援教室	2 中学校
2 ICT環境	(1) 18学級
3 管理諸室	(2) 12学級
(1) 施設構成の基本的な考え方	参考資料
(2) 職員室	
(3) 校長室	
(4) 事務室	
(5) 保健室	
(6) 用務員室	
(7) 倉庫・教材室	
(8) 教育相談室	
(9) 会議室	
(10) 職員用更衣室	
(11) 給湯室	
4 その他諸室	
(1) 放送室	
(2) 児童・生徒用更衣室	
(3) 児童・生徒会室	
(4) 保護者活動室(PTA室)	
(5) コミュニティルーム	
(6) 学校管理員室	
5 共有スペース	
(1) 昇降口	
(2) 廊下	
(3) 階段	
(4) 児童・生徒用トイレ	
(5) 手洗い場	
(6) 学校ギャラリー	
(7) コミュニケーションスペース	

(コラム) 新たな学校施設整備では何を重視しているの？

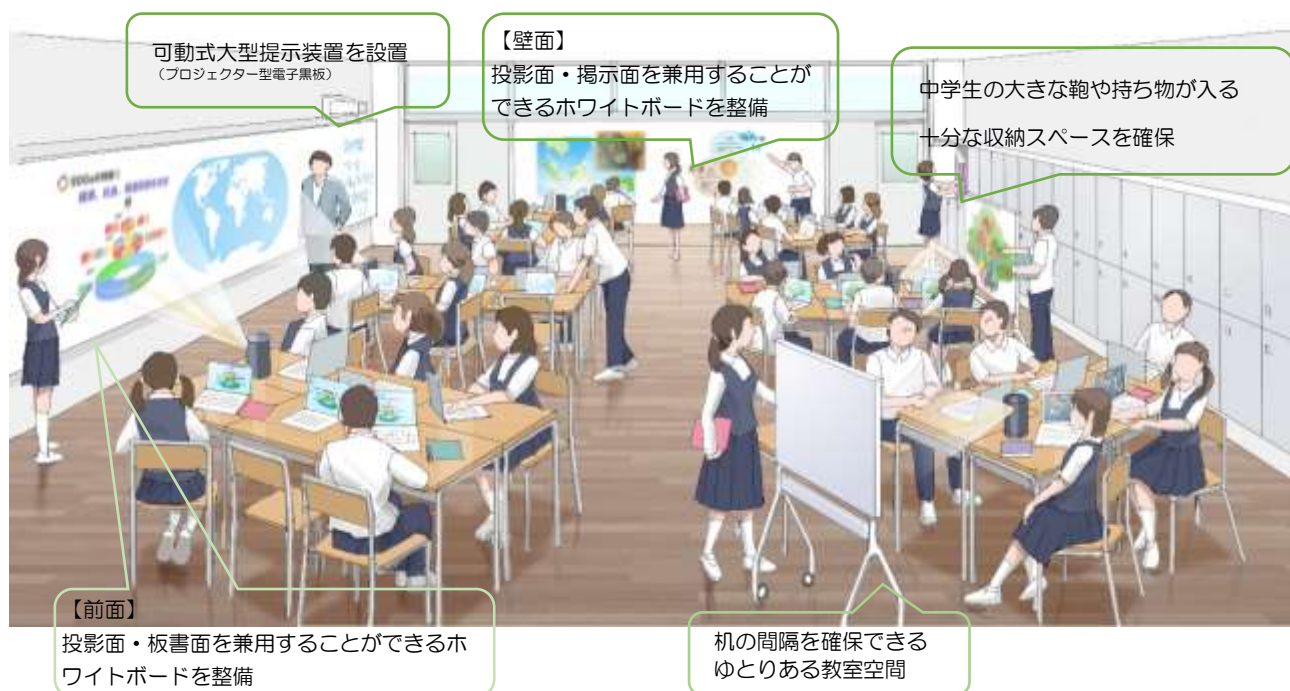
第3章でご紹介した「町田市立学校 施設機能別整備方針」(以下「整備方針」)では、学校に通学して学ぶ意味を踏まえて、協働的な学習が展開しやすくなるような機能拡充を行う方針をまとめています。

その機能拡充の内容をわかりやすくご紹介するために、普通教室及び図書室を機能拡充して整備する「ラーニングセンター」の整備イメージについて、イラストを交えてご紹介します。

普通教室 (小学校) 普通教室の面積 (オープンスペースあり) : $64 \text{ m}^2 \rightarrow 110.5 \text{ m}^2$ (約 1.7 倍)



普通教室 (中学校) 普通教室の面積 : $64 \text{ m}^2 \rightarrow 80 \text{ m}^2$ (約 1.2 倍)

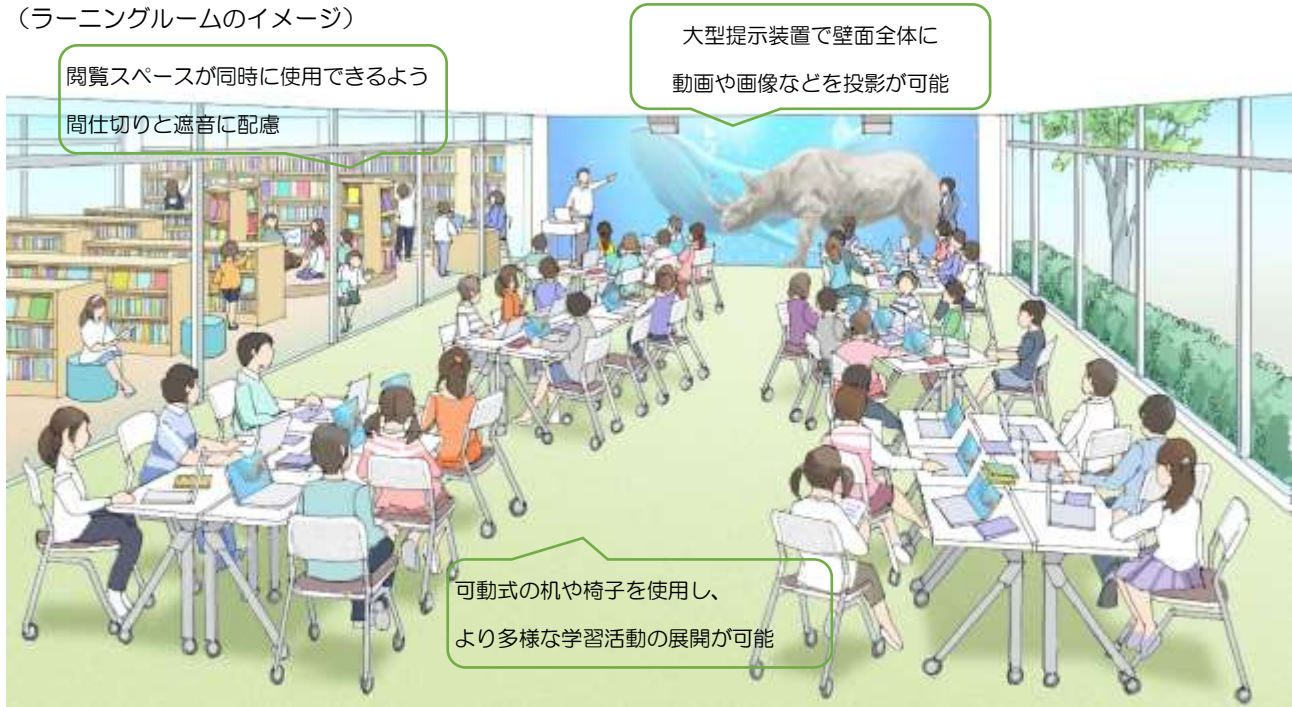


図書室の機能充実（ラーニングセンターの整備）

図書室について、従来の図書の閲覧スペースに加えて、図書や多様なメディアを活用しながら協働的な学習を展開することができる「ラーニングルーム」を備えた「ラーニングセンター」として整備。

ラーニングセンターは、教育活動の拠点であることを基本としつつ、放課後活動または地域開放等で活用することを想定した位置に配置。

（ラーニングルームのイメージ）



（参考）学校に通学して学ぶ意味とは…

将来の教育活動では、リモート授業や AI 等を活用して児童・生徒に個別最適化した学習内容を示すソフトウェアの普及によって、「知識の習得」は ICT を活用した教育活動が優位になっていくことが想定されます。

しかし、教育の目的が「人格の完成」であることを考えたときに、町田市では、多様な価値観を持つ児童・生徒が学校に通学することで、協働的な学習はもとより、学校生活そのものを通じて集団で話し合ったり励まし合いながら、ともに学び、ともに生活する中で、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力といった資質・能力を育むことが、学校に通学して学ぶ意味だと考えています。

1 基本的な考え方の視点

教育委員会では、町田市立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、以下の視点に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

「町田の未来の子どもたち」の視点

適正規模・適正配置は、現在だけではなく、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化が進行する10年後、20年後に町田に生まれ育つ未来の子どもたちの立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるために推進するものとします。

また、学校統廃合の議論についても学校統廃合を目的とするのではなく、町田市立学校を取り巻く環境変化を踏まえて、町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくるための手段として必要な議論である、という認識に立って適正規模・適正配置を推進するものとします。

2 適正規模の基本的な考え方

町田市立学校における適正規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」とし、適正規模の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 小学校

1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）

(2) 中学校

1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

ただし、学校統廃合を含めた通学区域の見直しによって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数の上限以上の学校が生じることが見込まれる場合には、答申を踏まえて大規模校のデメリットへの対策を適切に講じるものとします。

また、児童・生徒数及び学級数の将来推計を行った際に、特定の地域において開発などの影響によって、適正規模となる1学年あたりの望ましい学級数を上回る学校が生じることが見込まれる場合には、より良い教育環境をつくることのできるよう、児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備を検討するものとします。

3 適正配置の基本的な考え方

学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するためには、適正規模の実現を目指した望ましい通学区域の編成と学校配置を進めるとともに、ゆとりのある学校施設環境を整備することが必要です。

このことを踏まえて、適正配置の基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 通学時間及び通学距離について

- ①通学時間の許容範囲…おおむね 30 分程度を目安
- ②通学距離の許容範囲…徒歩でおおむね 2 km 程度を目安
- ※①及び②いずれも町田市立小・中学校共通

ただし、住所に基づく就学指定校に対して、徒歩での通学距離が 2 km を超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね 30 分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとします。

また、特別支援学級に通学する児童・生徒についても、地域それぞれの実情やニーズを踏まえた通学の負担軽減策を検討・実施するものとします。

(2) 安全な通学環境について

学校統廃合を含めた通学区域の見直しを進めるうえで通学の安全対策は最も重要であることから、安全な通学路を設定するだけでなく、通学路の安全点検による安全対策、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、「安全な通学環境」の実現を目指すものとします。

また、安全な通学環境を実現するために必要な取り組みについては地域も参画するなど、地域の実情も踏まえながらその連携体制をさらに強化するものとします。

(3) 地域社会との関係について

町田市立学校は、町内会・自治会をはじめとした様々な地域コミュニティに支えられながら運営していることから、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮するものとします。

(4) 小・中学校区の整合について

義務教育期間である小・中学校 9 年間における子どもたちのより良い人間関係づくりや教育活動の連続性または一貫性を確保するために、学校統廃合を含めた通学区域の見直しを行うにあたっては、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように小・中学校区の整合を可能な限り図るものとします。

(5) 通学区域内における学校の位置について

町田の未来の子どもたちにソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくる視点から、学校統廃合を行う場合に学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定するものとします。

1 町田市立学校の新たな通学区域とは

町田市立学校の新たな通学区域とは、第1章に掲げる環境変化に対応しながら適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを推進するために、2040年度に実現することを目指す「新たな通学区域」「学校候補地」及び学校統廃合等を行って新たな学校施設で教育活動を開始する「新校舎使用開始目標年度」を定めるものです。

(1) 新たな通学区域一覧表

通学区域(中学校区)		通学区域(小学校区)		通学区域となる町区域
堺地区	1 ・堺 ・武蔵岡	1 ・相原 ・大戸		相原町
		2 小山ヶ丘		小山ヶ丘6丁目、小山ヶ丘4～5丁目の一部、小山町の一部
	2 小山	3 小山		小山町の一部
		4 小山中央		小山ヶ丘1～3丁目、小山ヶ丘4～5丁目の一部、小山町の一部
忠生地区	3 ・忠生 ・小山田	5 ・忠生 ・山崎※1 ・図師		図師町、忠生1～4丁目、根岸1～2丁目、根岸町、矢部町
		6 ・小山田 ・小山田南		小山田桜台1～2丁目、上小山田町、下小山田町、常盤町
	4 木曾	7 ・忠生第三 ・木曾境川		木曾西1～5丁目、木曾東1～4丁目、木曾町
		鶴川地区	8 ・鶴川第一 ・大蔵	
6 ・鶴川第二 ・真光寺	9 ・鶴川第二 ・鶴川第三※2			鶴川1丁目、能ヶ谷1～7丁目、広袴町
	10 ・鶴川第三※2 ・鶴川第四			真光寺1～3丁目、真光寺町、鶴川2～6丁目、広袴1～4丁目
11 三輪			三輪町、三輪緑山1～4丁目	
7 ・薬師 ・金井	12 ・藤の台 ・金井		金井1～8丁目、金井町、金井ヶ丘1～5丁目、野津田町の一部 薬師台1～3丁目	
	町田地区	8 町田第一	13 町田第一	原町田5～6丁目、中町1～4丁目
9 町田第二		14 町田第四		旭町1～3丁目、森野1～6丁目
		15 町田第二		原町田1～4丁目
10 南大谷		16 ・町田第六 ・南大谷 ・高ヶ坂		高ヶ坂1～7丁目、東玉川学園3～4丁目、南大谷
11 ・町田第三 ・山崎	17 町田第五		玉川学園1～8丁目	
	18 ・町田第三 ・本町田東 ・本町田		藤の台1～3丁目、本町田	
	19 ・山崎※1 ・七国山		山崎1丁目、山崎町	
南地区	12 南	20 南第一		金森4～5丁目、南町田1～5丁目
		21 ・南第三 ・南第四		金森1～3、6～7丁目、金森東1～4丁目
	13 つくし野	22 ・つくし野 ・南つくし野		小川6～7丁目、つくし野1～4丁目 南つくし野1～4丁目
		23 鶴間		鶴間1～8丁目
	14 成瀬台	24 ・成瀬台 ・成瀬中央		成瀬台1～4丁目、成瀬1～4丁目 西成瀬1～3丁目、東玉川学園1～2丁目
		15 南成瀬	25 ・南第二 ・南成瀬	
26 小川			小川1～5丁目、成瀬が丘1～3丁目	

※1 統合時に、山崎小学校区の学区の一部を図師小学校区と七国山小学校区に分割統合

※2 統合時に、鶴川第三小学校区の学区の一部を鶴川第二小学校区と鶴川第四小学校区に分割統合

(2) 学校候補地一覧表

町田市立学校の新たな通学区域のうち、学校統廃合を契機とした新たな学校づくりを進める必要がある通学区域は以下のとおりです。

なお、学校が設置されていない候補地（学校用地を除く）は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「()」を付して記載しています。

①小学校

②中学校

	通学区域(小学校区)	学校候補地		通学区域(中学校区)	学校候補地
堺地区	1	・相原 ・大戸	堺地区	1	・堺 ・武蔵岡
	2	・忠生 ・山崎※1 ・函師		2	・忠生 ・小山田
忠生地区	3	・小山田 ・小山田南	鶴川地区	3	・鶴川第二 ・真光寺
	4	・忠生第三 ・木曾境川		4	・金井 ・薬師
	5	・鶴川第一 ・大蔵		町田地区	5
6	・鶴川第二 ・鶴川第三※2	木曾山崎公園 (山崎中学校)			
鶴川地区	7	・鶴川第三※2 ・鶴川第四			
	8	・藤の台 ・金井			
町田地区	9	・町田第六 ・南大谷 ・高ヶ坂			
	10	・町田第三 ・本町田東 ・本町田			
	11	・山崎※1 ・七国山			
南地区	12	・南第三 ・南第四			
	13	・つくし野 ・南つくし野			
	14	・成瀬台 ・成瀬中央			
	15	・南第二 ・南成瀬			

※1 統合時に、山崎小学校区の学区の一部を函師小学校区と七国山小学校区に分割統合

※2 統合時に、鶴川第三小学校区の学区の一部を鶴川第二小学校区と鶴川第四小学校区に分割統合

イ 鶴川第三小学校・鶴川第四小学校区

あ 新たな学校づくり候補地…「鶴川第四小学校」

い 候補地選定結果及び評価内容

学校名（候補地名）		①	鶴川第三小学校	鶴川第四小学校	
学校候補地		②		○	
統合後学級数	2020年度	③	21学級		
	2030年度	④	18学級		
	2040年度	⑤	18学級		
	統合可能年度	⑥	2020年度		
	⑥の児童数・学級数	⑦	727人（21学級）		
優先順位		⑧	2位	1位	
評価項目 児童・生徒の通学のしやすさ	候補地から直線距離で2km（徒歩で約30分）超の場所に居住する児童	⑨	0.5%	0.0%	
		⑩	4人	0人	
	2kmを超える児童への配慮	⑪	配慮可能	該当なし	
		⑫	54.0%	64.0%	
	候補地から直線距離で1km（徒歩で約15分）以内の場所に居住する児童	⑬	459人	544人	
		⑭	配慮可能	配慮可能	
優先順位		⑮	1位	2位	
評価項目 ゆとりある学校施設環境の整備	面積	⑯	17,394	16,853	
	建築制限	⑰	第一種中高層住居	第一種中高層住居	
	施設配置の工夫のしやすさ	容積率	⑱	100%	100%
		土地の形状	⑲	整形	不整形
	都市計画道路	土地の高低差	⑳	無	無
		日影の影響	㉑	小	小
		都市計画道路	㉒	該当なし	該当なし
	評価項目 老朽化の状況	2000年度以降建築	㉓	該当なし	該当なし

う 審議会における審議内容

鶴川地区の町内会・自治会からの提案を踏まえて、鶴川第二中学校の用地を拡大するために鶴川第三小学校を隣接する鶴川第二中学校の用地とするものとしたことから、鶴川第四小学校の評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」について、審議会で確認しました。

鶴川第四小学校は、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、1～2kmの範囲に居住する児童においても通学の配慮は可能であることから、鶴川第四小学校を新たな学校づくり候補地として選定するものとなりました。

3 新校舎使用開始目標年度（～2039年度）

適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくりを実現には、「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」に定めた内容を具現化した学校施設環境の整備が重要となります。

そこで、まちだの新たな学校づくり審議会からの答申及び学校施設の老朽化の状況を踏まえて、新校舎で教育活動を開始する「新校舎使用開始目標年度」を以下のとおり定めます。

(1) 小学校

項番 ①	学校名 (候補地名) ②	学校 候補地※1 ③	基本計画検討着手 目標年度※2 ④	新校舎使用開始 目標年度※3 ⑤	(参考) 想定統合年度※4 ⑥
1	本町田東	○	2021	2028	2025
	本町田				2028
	町田第三				
2	南第二	○	2021	2028	2025
	南成瀬				
3	鶴川第二	○	2021	2029	2026
	鶴川第三※5				
4	鶴川第三※5		2021	2029	2026
	鶴川第四	○			
5	南第一	-	2022	2028	-
6	小山田		2024	2031	2031
	小山田南	○			
7	忠生		2025	-	2030
	山崎※6				
	函師	○			
8	町田第二	-	2025	2032	-
9	山崎※6		2027	2033	2030
	七国山	○			
10	南第三		2027	2033	2033
	南第四	○			
11	町田第六	○	2027	2034	2031
	高ヶ坂				2036
	南大谷				
12	町田第四	-	2027	2034	-
13	町田第五	-	2028	2035	-
14	鶴川第一	○	2030	-	2032
	大蔵				
15	つくし野	(○)	2030	2036	2036
	南つくし野				
	つくし野セントラルパーク	○			
16	忠生第三	○	2030	2037	2034
	木曾境川				
17	相原	○	2031	2038	2038
	小中一貫ゆくのき学園(大戸)				
18	町田第一	-	2031	2038	-
19	成瀬台		2033	2039	2036
	成瀬中央	○			
20	藤の台		2033	2039	2039
	金井				
	金井スポーツ広場	○			

※1 通学区域統合の検討対象となる学校の組み合わせの場合は、学校を建設する候補地に「○」を記載。なお、学校が設置されていない候補地(学校用地を除く)は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「○」を付して記載。計画期間において通学区域統合の検討対象とならない学校の場合は「-」と記載。

※2 統合新設校 基本計画検討会で基本計画の検討に着手する目標年度を記載(統合新設校 基本計画の詳細は第6章(P34)参照)

※3 建替えした学校で授業を開始する目標年度を記載

※4 通学区域が統合となる想定年度を記載。通学区域の統合を段階的に行う可能性がある通学区域は、2段階きで表記しています。

※5 統合時に、鶴川第三小学校区を鶴川第二小学校区と鶴川第四小学校区に分割統合

※6 統合時に、山崎小学校区を函師小学校区と七国山小学校区に分割統合

※7 統合にあたって、函師小学校を増築工事で対応する想定のため「-」と記載

※8 統合にあたって、鶴川第一小学校の既存校舎を活用する想定のため「-」と記載

(2) 中学校

項番 ①	学校名 (候補地名) ②	学校 候補地※1 ③	基本計画検討着手 目標年度※2 ④	新校舎使用開始 目標年度※3 ⑤	(参考) 想定統合年度※4 ⑥
1	薬師 金井	○	2024	2030	2027
2	町田第三 山崎 木曾山崎公園	(○) ○	2025	2031	2031
3	南成瀬	-	2025	2031※5	-
4	鶴川第二 真光寺	○	2030	2036	2036
5	南	-	2031	2037	-
6	堺 小中一貫ゆくのき学園(武蔵岡)	○	2031	2038	2038
7	忠生 小山田	○	2033	2040	2037

※1 通学区域統合の検討対象となる学校の組み合わせの場合は、学校を建設する候補地に「○」を記載。なお、学校が設置されていない候補地(学校用地を除く)は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、学校が設置されている候補地の中から次点となる候補地として「(○)」を付して記載。計画期間において通学区域統合の検討対象とならない学校の場合は「-」と記載。

※2 統合新設校 基本計画検討会で基本計画の検討に着手する目標年度を記載(統合新設校 基本計画の詳細は第6章(P34)参照)

※3 建替えた学校で授業を開始する目標年度を記載

※4 通学区域が統合となる想定年度を記載

※5 長寿命化改修工事で対応を想定

まちだの新たな学校づくり実施方針

適正規模・適正配置の推進を契機として、将来の変化を予測することが困難な時代においても、その環境変化や学校教育にかかる諸制度の改正に対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる環境づくりを推進するために、まちだの新たな学校づくり審議会の答申を踏まえて、「まちだの新たな学校づくり実施方針」を以下のとおり定めます。

1 (新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画」の策定

学校統廃合等を契機として町田市立小・中学校の建て替えを行う場合に、新たな通学区域を単位として、以下の検討事項で構成される新たな通学区域別の「統合新設校 基本計画」(以下「基本計画」)を策定します。

■統合新設校 基本計画の主な検討事項

- ①統合新設校の学校名や教育目標
- ②通学区域変更時の教育的配慮
- ③通学の負担軽減・安全対策
- ④廃校とする学校の歴史の継承
- ⑤新校舎建設基本計画

※建て替えのみ行う学校は、「教育目標」及び「新校舎建設基本計画」を検討

2 (新たな通学区域別)「統合新設校 基本計画検討会」の設置

基本計画の策定にあたっては、新たな通学区域内の保護者、地域、学校の代表で構成する「統合新設校 基本計画検討会」(以下「検討会」)を設置して基本計画案を検討します。

特に「教育目標」を検討するプロセスを通じて、学校に通学して学ぶ意味を踏まえて学校・地域・保護者の役割を確認します。そして、新校舎建設後の新たな学校において、学校運営協議会等を通じて学校と地域・保護者が協働して、思考力・判断力・表現力や社会性や人間関係を形成する力を育むための学校づくりを進めていきます。

(参考) 学校に通学して学ぶ意味とは…

将来の教育活動では、リモート授業や AI 等を活用して児童・生徒に個別最適化した学習内容を示すソフトウェアの普及によって、「知識の習得」は ICT を活用した教育活動が優位になっていくことが想定されます。

しかし、教育の目的が「人格の完成」であることを考えたときに、町田市では、多様な価値観を持つ児童・生徒が学校に通学することで、協働的な学習はもとより、学校生活そのものを通じて集団で話し合ったり励まし合いながら、ともに学び、ともに生活する中で、思考力・判断力・表現力や社会性・人間関係を形成する力といった資質・能力を育むことが、学校に通学して学ぶ意味だと考えています。

この学校に通学して学ぶ意味を踏まえた新たな学校づくりを進めるために、新校舎建設を通じた「町田市立学校の新たな学校施設整備の基本的な考え方」の具現化だけでなく、検討会での「教育目標」を検討するプロセスを通じて学校と保護者・地域の役割を確認し、協働して新たな学校づくりを進めていきます。

3 町田市新たな学校づくり推進計画の柔軟な運用

「町田市新たな学校づくり推進計画」(以下「推進計画」)は、2040年度に実現を目指す通学区域を示しています。

しかし、児童・生徒数が変動する場合や、より望ましい学校候補地が現れる場合があることから、今後の環境変化を踏まえて、通学区域や目標年度だけでなく、学校候補地の見直しを検討するなど推進計画の柔軟な運用を行います。

統合新設小学校設置に向けた Q&A（保護者対象） ※2021年10月1日時点

こんにちは。町田市教育委員会です。統合新設小学校設置に向けた意見交換会に先立って、多数の質問・意見をいただきありがとうございました。

各通学区域における意見交換会に先立って保護者（未就学児の保護者含む）の皆さまから Web フォームでお寄せいただいた質問・意見や、意見交換会の開催に先立って実施した各校の PTA または保護者と教職員の会の役員の方々からいただいた質問・意見を整理して、Q&A としてまとめました。

すべての通学区域共通の質問・意見を「共通編」、各通学区域固有の質問・意見を「個別編」としてまとめるとともに、質問・ご意見が多かった分野（例：通学の負担軽減・安全対策）から順番に掲載しています。

今後、各通学区域における意見交換会を通じていただいた質問・意見を Q&A に随時加筆・修正していきます。この Q&A は、町田市ホームページにも掲載しますので、ぜひご確認ください。

【共通編】

1 通学の負担軽減・安全対策

【Q1-1】

学校統合により通学区域が遠くなります。

子どもたちの通学の負担軽減に関する配慮はありますか。

通学区域緩和制度で、お住まいに近い学校に就学を希望することができます。

また、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策は、各地域における検討課題の一つであり、統合新設校の新たな通学区域に設置を予定している「統合新設校 基本計画検討会」において、地域の実情やニーズを踏まえて検討・実施する予定です。

【Q1-2】

公共交通機関（バス）を利用した場合に、どのような配慮（補助）がありますか？

町田市には、「通学費補助金」という制度があります。住所から指定された小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者に対して1ヶ月の通学定期代の2/3の金額を補助しています。

補助金の対象となる通学距離は、おおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上です。

【Q1-3】

兄弟・姉妹がいる場合、公共交通機関（バス）を利用すると保護者負担（1/3の負担）が大変です。全額を補助してもらうことはできますか？

「通学費補助金」の保護者負担額の見直しについては、教育委員会で検討してまいります。

【Q1-4】

私の子どもは廃校になる学校の特別支援学級に在籍しています。
通学距離が遠くなることを心配していますが、どのような配慮がありますか？

町田市では、特別支援学級（固定級）に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる経費の一部を援助する「就学奨励費」という制度があります。

この制度の中に通学費の援助があり、通学で公共交通機関を使用した場合の実費額（上限有）、自家用車通学の場合のガソリン代相当額を支給しています。また、保護者付き添い通学費として保護者の方が付き添いで公共交通機関を使用した場合も実費額（上限有）を支給しています。

【Q1-5】

学校統合時の通学路はどのようになりますか？
（通学路の安全対策はどのように進めていきますか？）

学校統合時の通学路とその安全対策は検討課題の一つであり、統合新設校の新たな通学区域に設置を予定している「統合新設校 基本計画検討会」において、地域の実情を踏まえて、通学路や安全対策について検討をいたします。

その検討結果を踏まえて、警察・道路管理者・保護者・地域等と連携して、具体的な対策を実施していきたいと考えています。

2 学校統合時期の児童・生徒への配慮**【Q2-1】**

学校統合とは、どのようなことを行うのですか？
（統合する学校の子どもたちが集まってクラス替えをするということですか？）

学校統合をする際には、「児童・生徒の通学先（就学指定校）の変更」と「学校統合時の学級編制」を行います。

※統合新設校における授業開始は、各年度の4月を想定しています。

①通学先（就学指定校）の変更

学校統合時や新校舎使用開始時に子どもたちの通学先が変更になります。

②学校統合時の学級編制

統合対象校の児童・生徒が合流して学年ごとに学級編制を行い、授業を行います。

【Q2-2】

新しい通学区域に変更される時期はいつですか？
（学校統合以外に通学区域が変更される地区の変更時期はいつですか？）

学校統合に伴う通学区域の変更は、原則として、「町田市新たな学校づくり推進計画」に定めている「想定統合年度」に行います。学校統合を行わずに建て替える学校の通学区域の変更は、原則として「新校舎使用開始目標年度」に行います。

個別具体的な学校統合の時期または通学区域を変更する時期（就学指定校を変更する時期）については、別紙「就学指定校（通学先）変更時期早見表」をご覧ください。

【Q2-3】

子どもが未就学で、学校統合される学校に通学する地域に住んでいます。
あらかじめ統合先の学校に入学することは可能ですか？

未就学の場合は、「通学区域緩和制度」または「就学指定校変更制度」により、住所に基づく就学指定校以外の学校を希望することができます。

通学区域緩和制度には学校の教室数等を踏まえた受入枠、就学指定校変更制度には変更を認める要件がありますので、「まちだ子育てサイト」で制度の内容をご確認ください。

■通学区域緩和制度

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/253.html>

■就学指定校変更制度

https://kosodate-machida.tokyo.jp/nenrei/sho_chu/nyuugaku/kuikigai/3060.html

【Q2-4】

子どもが未就学で、通学区域が変更になる学校に通学する地域に住んでいます。
通学距離などを考えて、通学区域変更後の学校以外の学校に入学することは可能ですか？

Q2-3 への回答と同様で、未就学の場合は、「通学区域緩和制度」または「就学指定校変更制度」により、住所に基づく就学指定校以外の学校を希望することができます。

制度の内容については、Q2-3 の回答でご紹介している「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

【Q2-5】

子どもが在学中で、通学先（就学指定校）が変更になる地域に住んでいます。
転校せずに、卒業まで変更前の学校に通学することは可能ですか？

お子さまが在学中で、通学区域を変更する時点で通学先（就学指定校）が変更になる場合には、通学区域変更前の学校と、通学区域変更後の学校のいずれかから、通学する学校を選択できるよう配慮いたします。

【Q 2-6】

通学区域緩和制度で通学先を迷う方も少なくないと思います。通学先を保護者が検討する時期を通常よりも長くすることはできますか？

通学区域緩和制度による、希望校の申請期間は、8月中旬～10月上旬とさせていただいておりますが、その理由についてご説明いたします。

申請期間終了後、申請数が受入枠以内の学校は、その学校への入学が決定となります。

この場合、就学時健康診断を入学決定となった学校で受診することができます。受診校の変更に要する時間を考慮して申請期間を設定させていただいておりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【Q2-7】

学校統合時の新しい人間関係が子どもたちの負担になる場合があると思います。
学校統合時の子どもたちにどのような配慮をすることができますか？

町田市のこれまでの学校統合では、学校統合を行う学校同士で合同行事・合同授業といった事前の交流を行って、学校統合時にクラス替え（学級編制）を行った後の人間関係の負担が少なくなるよう配慮しています。

また、近年学校統合を行った東京都内の地方自治体では、事前の交流の他に、東京都の「新しい学校づくり重点支援事業」を活用して、一定期間、教員の増配置を行って指導体制の充実を図っています。

学校統合時の子どもたちへの教育的配慮は検討課題の一つであり、統合新設校の新たな通学区域に設置を予定している「統合新設校 基本計画検討会」において、過去の事例や他の地方自治体の事例を参考にしながら、どのような配慮が必要か検討していきます。

【Q2-8】

学校統合時に先生の配置はどのようになりますか？
（統合元の学校の先生は、統合先の学校に残ってくれますか？）

教員の人事は、教員の在校年数や経験などをもとに、町田市教育委員会が異動計画案を作成し、教員の任命権者である東京都教育委員会へ提出します。東京都教育委員会は、各自治体から提出された異動計画案をもとに教員の異動を検討・決定します。

町田市教育委員会からは、統合直後の児童・生徒の環境が急激に変わらないよう、統合元となる学校の教員を、バランスよく配置できるような配慮を東京都教育委員会に要望いたします。

【Q2-9】

学校ごとに指導方法や教材、評価の仕方などの違いがあると思いますが、学校統合するときには配慮してもらえますか？

各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえて指導方法や教材を工夫し、児童・生徒の学習状況を適正に評価しています。

学校統合後につきましても、よりよい指導と適正な評価ができるよう、年間の指導計画や評価計画を検討するとともに、教員間でより良い実践を共有して教育活動を進めていきます。

【Q2-10】

2021年度予算の中で、学校統合時の配慮に関連した予算は計上していますか？

2021年度6月補正予算において、「統合新設校 基本計画検討会」の運営に必要な予算を計上しています。統合新設校 基本計画検討会において、学校統合時の配慮内容について検討し、その結果を踏まえて、必要な予算を計上していきます。

3 学童保育

【Q3-1】

統合対象となる小学校の学童保育クラブを利用しています。

学校統合時に学童保育クラブも統合されますか？

学童保育クラブについても、学校統合時に統合することを想定しています。

【Q3-2】

学校統合時に学童保育クラブ職員の配置はどのようになりますか？

(統合元のスタッフは、統合先のスタッフとして残ってくれますか？)

統合対象校ごとに学童保育クラブの指定管理者(運営法人)が異なる場合があり、学童保育クラブの職員の配置における配慮ができない場合があります。

その場合においても、学校統合時には、職員間の引継ぎを丁寧に行うなど、児童に対する影響を最小限にするよう努めてまいります。

【Q3-3】

学校統合時に、希望する児童全員が入会することはできますか？

学校統合時または新校舎使用開始時における1～3年生及び障がいのある児童については、入会要件を満たし、必要な書類をそろえて一定期間に申請された方が全員入会できるように育成室等を確保いたします。

なお、4～6年生の受入れについては、学校統合に関わらず、選考により保育の優先度を判定し、定員の範囲内で、優先度の高い方から順次入会となります。

【Q3-4】

学校までの距離が遠くなると、学童保育に保護者がお迎えに行くための時間も長くなります。

学童の閉所時間について配慮してもらえますか？

現在、学童保育クラブの延長時間を利用して、最大19時まで利用することができますので、その時間内での保育となります。

【Q3-5】

新しく学校を建設するときには、学童保育クラブも新築されますか？

2021年5月に策定した「町田市立学校 施設機能整備方針」では、学童保育クラブについて、「児童の安全に配慮するとともに児童数の変動への対応に留意しながら、地域開放棟または地域開放区画に学童保育クラブを整備するものとし、学童保育クラブ専用のトイレや手洗い場を整備する」と定めていますので、原則として新校舎と一体的に整備することを想定しています。

4 保護者活動

【Q4-1】

保護者の活動について、学校ごとにPTAの有無や、体制、活動内容に違いがあると思います。保護者活動の統合（合流）については、どのように検討するのですか？

学校統合時の保護者活動の合流は検討課題の一つであり、統合新設校の新たな通学区域に設置を予定している「統合新設校 基本計画検討会」において検討していきます。

【Q4-2】

学校統合で学校までの距離が遠くなることから、保護者活動などの際に自転車などで学校に集まりやすくすることはできますか？

保護者の自転車利用は、駐輪場の有無や広さ、周辺の道路交通事情など、学校ごとに実情が異なることから、学校が個別に判断しています。

その一方で、保護者活動や地域が参加する活動などにおける駐車場、駐輪場の必要性についても承知していることから、2021年5月に策定した「町田市立学校施設機能別整備方針」では、「校舎や体育館、屋外運動場の面積を確保することを優先するものとしつつ、様々な用務で来校する者の駐車場及び駐輪場を可能な限り確保するものとする」と定めていますので、今後建設する新たな学校においては、駐車場及び駐輪場の確保について可能な限り確保していきたいと考えています。

5 学校と地域の協働

【5-1】

町田市では、コミュニティスクールが2021年度から導入されていますが、学校統合時にはどのようになりますか？

学校運営協議会を設置している学校であるコミュニティスクールは、学校教育法で学校ごとに協議会を設置するものとされており。

そのため、学校統合時には協議会を統合することになりますので、統合がスムーズに行えるように、準備・検討を進めていきます。

【5-2】

学校にはボランティアなどの地域の方々も学校教育に関わるために入出入りされるような時代がくると思うのですが、現在でもどのような方々が入出入りされていますか？

学校運営協議会委員や授業中の指導補助といった学校支援ボランティア、総合的な学習の時間のゲストティーチャーなど多くの方が学校に入出入りし、教育活動にご協力いただいております。

6 災害時の対応

【Q6-1】

学校統合後、学校が遠くなるため、子どもが学校で地震にあった場合の対応が心配です。災害時の対応はどうなりますか？

学校では、学校防災マニュアルを作成し、それに基づき対応しています。小学生の場合、災害時には児童の安全を考えて保護者の皆さまにお迎え（引き取り）をお願いしています。

災害直後のお迎えが難しい場合には、お迎えにお越しになる時間まで学校でお預かりいたします。

7 施設整備

【Q7-1】

これまでの学校の建て替えは、どのような考え方で進めてきたのですか？
また、推進計画における建て替えの順番はどのように計画したのですか？

これまでの学校の建て替えの進め方は、古い校舎の建築年数が50年以上を目安に行っています。最近では鶴川第一小学校や町田第一中学校を建て替えました。

推進計画において定めた学校の建て替えや長寿命化改修工事の順番は、児童・生徒数及び学級数推計において1校あたりの学級数及び児童・生徒数の少ない学校を優先しながら、古い校舎の建築年数や改修工事の実施状況などを踏まえて決定しています。

【Q7-2】

文部科学省が、今後の学校施設について、ICT機器の活用を想定して教室を広くして多目的スペースを設けるといった対応した作りにするといった報道がありました。推進計画に掲載されている新たな教育環境は、文部科学省の基準に基づいた学校をつくるということですか？

教育委員会では、学校統合を契機とした新たな学校施設整備のあり方を検討するために、2020年7月に「新たな学校づくりのあり方検討部会」を設置しました。この検討部会において、町田市立学校施設機能整備方針（以下「整備方針」）を独自に検討し、2021年5月に整備方針を決定しました。推進計画に掲載しているイラストは、この整備方針に基づき整備を予定している普通教室やラーニングセンターの整備イメージです。

ご紹介いただいた文部科学省の考え方は、2021年2月に「新しい時代の学校施設検討部会」を設置し、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を検討し、8月に中間報告を行ったものです。そのため、整備方針は町田市が独自に検討したものであり、文部科学省の議論を参考にしたものではありません。

文部科学省が、新しい時代の学校施設検討部会の検討結果をもとに、指針や基準が示された場合には、適切に対応していきたいと考えています。

【Q7-3】

子ども達の荷物の重さが負担だと思いますが、配慮は検討してもらえますか？

2021年5月に策定した「町田市立学校施設機能別整備方針」では、「児童1人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書等を含めた学用品を保管することができる広さを確保する。ただし、児童の鞆及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において児童の収納に必要な広さを確認して整備すること。」と定めていることから、新校舎を整備するにあたっては、児童の学用品を保管することができる収納スペースを確保していきたいと考えております。

【Q7-4】

今後、35人学級より少ない基準の人数になった場合には対応はできますか？

一学級あたりの児童・生徒数の上限が引き下げられた場合において、学級数が一時的に増加することが想定されますが、新校舎を建設するにあたっては、普通教室に転用することが容易な多目的室を整備することで対応していきます。

【Q7-5】

新設小学校建設時の一時移転先の校舎についても整備を検討していますか？

新校舎建設中の移転先となる学校は、原則として空き教室を活用し、教室数が不足する場合には、既存校舎の改修（普通教室への転用）または一時的に使用する校舎の増築等で対応する予定です。その際に整備する教育環境は、既存校舎と同様の教育環境になるよう整備します。

8 検討スケジュール

【Q8-1】

統合新設校の設置に向けた検討は、どのように進めるのですか？

統合新設校を設置するにあたっては、「統合新設校 基本計画」を策定します。この基本計画において検討を想定している内容は下記のとおりです。

■統合新設校 基本計画 主な検討事項

- ①統合新設校の学校名や教育目標
- ②通学区域変更時の配慮
- ③通学の負担軽減・安全対策
- ④統合する学校の歴史の継承
- ⑤新校舎建設基本計画

※上記以外に、各地域における意見交換会で出た課題についても検討

この検討事項については、統合新設校の新たな通学区域に設置を予定している「統合新設校 基本計画検討会」において検討する予定であり、保護者・地域の方々や教職員も参画して検討していきます。

【Q8-2】

今後の検討スケジュールはどのようなものですか？

現在の通学区域を単位として、保護者対象（未就学児の保護者含む）の意見交換会を順次開催しています。意見交換会でいただいたご意見のうち、「統合新設校 基本計画検討会」において検討する事項（検討課題）を整理します。

保護者対象の意見交換会から出た検討課題については、各校の保護者団体（PTA、保護者と教職員の会）役員の方々と2回目の意見交換会を行って、検討課題と「統合新設校 基本計画検討会」における検討の進め方を提案し、意見交換（検討）を行います。

この意見交換会で検討した検討課題と検討の進め方をもとに「統合新設校 基本計画検討会」を設置し、具体的な検討を進めていきます。

※現在の通学区域を単位として、地域を対象とした意見交換会は別途開催を予定しています。

9 学校跡地関連

【Q9-1】

廃校となる学校跡地の活用は、どのように検討を進めますか？

学校が廃校となる時期によって、社会や地域の状況が変わることが想定されるため、統合新設校の具体的な検討に着手後、学校跡地の活用についても検討していきます。

新たな学校づくりにおける学校統廃合による学校跡地は計 21 校となる予定で、その規模は大きく、また、市内各所に点在することとなります。

そうしたことから、学校跡地活用の検討にあたっては、それぞれの学校跡地を単独で考えるだけでなく、市全体のなかで、今後の行政需要やまちづくりの視点などを踏まえながら、広く検討する必要があると考えています。

さらには、学校跡地を含む市有財産は、市民の貴重な財産であることから、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から処分・貸付などを含めた効果的な利活用を図ることを目的とした「市有財産の戦略的活用に関する基本方針（下記参照）」に沿って、検討を進めていきます。

そうした検討に向け、まずは、これまで各学校が地域にとってどのような役割を担ってきたのかなど、検討にあたり必要な前提条件の整理などを進めています。

市有財産の戦略的活用に関する基本方針 ※抜粋

市有財産の活用にあたっては、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から、処分・貸付を積極的に行う。また、今後用途廃止が予定されている市有財産も同様に、用途を廃止する以前に有効活用の決定を図る。

市有財産を戦略的に活用するため、次の事項に留意する。

- (1) 処分・貸付にあたっては、不動産市場の動向、個別不動産の現状、民間企業の活用可能性等を踏まえ、既存施設の用途変更や条件付き売却等、幅広い活用を行う。
- (2) “まちづくりの観点” から必要に応じた都市計画の変更を視野に入れ、各種規制にとらわれない最善の活用方法を選択する。
- (3) 周辺への影響が大きい市有財産の活用においては、地域の意見を踏まえた活用を行う。
- (4) 持続的・効果的な不動産マネジメントを実現するため、市有財産に関する情報を集約・共有化し、適正な管理を行う。

【Q9-2】

これまでの学校統合後の学校跡地は、どのように活用されていますか？

2001 年から 2011 年にかけて、木曽山崎団地地区では 5 つの学校が閉校になっています。これらの学校については、「町田市木曽山崎団地地区まちづくり構想」に基づき、まちづくりの目標を実現するために活用しています。

具体的には、旧緑ヶ丘小学校は、防災主要拠点として町田消防署と緑ヶ丘グラウンド、旧忠生第五小学校は、子育て活動拠点として市立山崎保育園と都立町田の丘学園の建替え中の仮設校舎用地、旧本町田西小学校及び旧本町田中学校は、文化関連拠点・教育関連拠点として桜美林大学東京ひなたやまキャンパスとして、それぞれ活用しています。

旧忠生第六小学校は、スポーツと食の両面から健康増進関連拠点を目指し、スポーツの場の検討と中学校給食センターの整備を進めています。

旧学校名	活用事例
旧緑ヶ丘小学校	防災主要拠点：町田消防署、緑ヶ丘グラウンド
旧忠生第五小学校	子育て活動拠点：市立山崎保育園と都立町田の丘学園仮設校舎用地
旧本町田西小学校 旧本町田中学校	文化関連拠点・教育関連拠点：桜美林大学東京ひなたやまキャンパス
旧忠生第六小学校	健康増進関連拠点：スポーツの場、中学校給食センター

10 広報活動

【Q10-1】

推進計画策定までの議論の状況は、どのようにお知らせしてきたのですか？

広報する方法ごとにお知らせした内容について、下表でご紹介します。

なお、審議会各回の議論の状況は、過去の回で出した結論と異なる議論が別の回で改めて行われる場合があることから、町田市ホームページにおいて審議会資料や議事録を公開していることを紹介し、議論の状況を随時確認することができるようにしてきました。

①教育広報紙「まちだの教育」 ※年2回発行	ア 2019年9月23日号 審議会設置の目的とスケジュール イ 2020年3月20日号 学校統合を含めた通学区域見直しの考え方 ウ 2020年11月22日号 新たな通学区域案と議論のスケジュール
②広報まちだ ※各月1日、15日発行	審議会各回の開催案内 ※審議会各回の開催前（1カ月以内）の号に掲載
③町田市ホームページ	ア 審議会の開催案内 イ 審議会資料・議事録の公開
④アンケート調査・意見募集 (2019年6月/2020年6月) ※保護者対象に実施した アンケート調査・意見募集の ご案内のみ掲載しています。	ア 2019年6月 アンケート調査のご案内において、町田市立学校の統廃合も含めた通学区域の見直しを検討すること案内 ※小学校6年生、中学校3年生の保護者対象 イ 2020年6月 アンケート調査・意見募集のご案内において、学校統合を含めた通学区域の見直しの議論の状況を案内 ※アンケート調査 小学校2年生、中学校2年生の保護者対象 ※意見募集 小学校2年生、中学校2年生以外の学年の保護者及び未就学児の保護者対象

【Q10-2】

推進計画の広報はどのように行っていますか？

広報する方法ごとにお知らせした内容またはお知らせする予定の内容について、下表でご紹介します。

<p>①まちだの新たな学校づくり通信 ※今後も統合新設校の設置に向けた検討状況などを随時お知らせ予定</p>	<p>ア 2021年7月2日号 (学校を通じて児童・生徒の保護者に配布) ・推進計画の背景、策定までの経過 ・新しく建設する学校施設の整備イメージ ・統合新設校基本計画の検討プロセス</p> <p>イ 2021年7月20日号 (市内教育・保育施設を通じて未就学児の保護者に配布) ・7月2日号と同様の内容</p>
<p>②教育広報紙「まちだの教育」 学校統合特別号 (2021年8月2日発行) ※全戸配布</p>	<p>ア 推進計画の背景、推進計画の概要 イ 新しく建設する学校施設の整備イメージ ウ 統合新設校基本計画の検討プロセス エ 地域説明会・意見交換会の開催案内</p>
<p>③広報まちだ ※各月1日、15日発行</p>	<p>ア 2021年5月1日号 審議会答申について イ 2021年6月1日号 推進計画策定について ウ 2021年9月1日号 保護者・地域対象意見交換会の開催について</p>
<p>④町田市ホームページ</p>	<p>ア 新たな学校づくり(学校統合)に関するお知らせ イ 新たな学校づくりに関する計画・方針 ウ 審議会資料・議事録 エ 統合新設校設置に向けた検討状況 オ これまでの学校統合の経過(1996~2000年度)</p>
<p>⑤パンフレット 「まちだの新たな学校づくり」 (予定)</p>	<p>ア 推進計画策定の背景・経過 イ 推進計画の概要 ウ 新しく建設する学校施設の整備イメージ エ 統合新設校検討の進め方</p>
<p>⑥推進計画の説明動画(予定)</p>	<p>推進計画策定までの経過と概要、今後の進め方などを説明した動画をインターネットで公開予定</p>

【Q10-3】

推進計画の地域への説明はどのように行っていますか？

統合新設校基本計画の検討着手目標年度が「2021年度」となっている地区については、推進計画を策定した5月以降、各校の保護者団体の会長・本部役員、学校運営協議会委員や、同委員からご紹介いただいた各校の地域協力者(例:町内会・自治会長、青少年健全育成地区委員会会長など)の方々に個別にお会いして、推進計画策定までの経過や推進計画の概要、統合新設校基本計画を策

定するプロセスを説明してきました。説明時にご意見をいただいた検討課題を踏まえて、統合新設校基本計画の主な検討事項（Q8-1 参照）をまとめています。

現在、保護者を対象とした意見交換会を先行して進めていますが、統合新設校基本計画の検討着手目標年度が「2021 年度」となっている地区の地域住民を対象とした意見交換会を 10 月以降、順次開催する予定です。

また、市内全域における推進計画の説明会は、市内を 5 地区に分けて、延べ 10 回開催する予定です。

※統合新設校基本計画の検討着手目標年度が「2021 年度」となっている地区

本町田地区	学校候補地：本町田東小学校 (町田第三小学校区、本町田東小学校区、本町田小学校区)
南成瀬地区	学校候補地：南第二小学校 (南第二小学校区、南成瀬小学校区)
鶴川地区	学校候補地：鶴川第二小学校 (鶴川第二小学校区、鶴川第三小学校区の一部) 学校候補地：鶴川第四小学校 (鶴川第四小学校区、鶴川第三小学校区の一部)

【Q10-4】

推進計画の内容をもっと早く知らせることはできませんでしたか？

推進計画は、2021 年 5 月に教育委員会で決定しました。

その後、6 月議会において、広報活動（広報紙の作成と全戸配布、パンフレット・動画作成）に関する予算と、本町田地区・南成瀬地区・鶴川地区の統合新設小学校建設基本計画の策定に関する補正予算を計上し、6 月末に補正予算が可決・成立しました。

補正予算の成立後、決定した推進計画の内容をできるだけ早くお知らせするために、7 月に市立小・中学校と市内の教育・保育施設を通じて、「まちだの新たな学校づくり通信」を配布するとともに、8 月には教育広報紙「まちだの教育 学校統合特別号」を発行、全戸配布いたしました。

11 推進計画の検討経過

【Q11-1】

「町田市新たな学校づくり推進計画」は、どのようにつくったのですか？

学校統合は、保護者や市民の皆さまの生活に影響が大きいことから、審議会※を設置し、学校統合とそれを契機とした新たな学校施設整備のあり方について、2019 年 8 月から 2021 年 3 月までの期間において、審議会 19 回、検討部会 12 回を開催して、議論を重ねてきました。

特に 2040 年度までに実現を目指す新たな通学区域（通学区域・学校候補地）の議論は、より丁寧な議論が必要であったことから、審議会での議論をする前にあらかじめ通学区域案を示して、調査・意見募集を行い、その結果をもとに議論を行いました。

2021 年 4 月に審議会から教育委員会へ審議結果が答申されたことから、その答申と各校の学校施設の老朽化の状況を踏まえて「新校舎使用開始目標年度」を定めて、2021 年 5 月に教育委員会で計画を決定しました。

※審議会の構成員

- ①保護者代表（PTA 連合組織からの推薦）
- ②町内会・自治会代表（町内会・自治会連合会からの推薦）
- ③教職員代表（市立小・中学校校長会からの推薦）
- ④学識経験者

【Q11-2】

通学区域は、通学距離を重視して決める必要があるのではないですか？

2019 年度に、「適正規模・適正配置の基本的な考え方」という学校統合や通学区域を編成するためのルールを決めました。その中で通学距離、通学時間についてもルールを定めています。

文部科学省は、通学距離について、小学校を 4km、中学校を 6km という基準を示しています。

しかし、町田市では、児童・生徒の通学の負担を考慮して、より厳しい基準として通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね 2km 程度を目安」、通学時間の許容範囲を「おおむね 30 分程度を目安」と決めました。

そして、徒歩での通学距離が 2km を超えて通学する児童・生徒については、通学時間がおおむね 30 分程度を目安として通学することができるよう、例えば、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などのような様々な負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとしています。

通学区域の形状や地形、道路交通事情は地域ごとに実情が異なることから、通学の負担軽減策の検討は各地域における検討課題の一つであり、統合新設校の新たな通学区域に設置を予定している「統合新設校 基本計画検討会」において、地域の実情やニーズを踏まえて検討・実施する予定です。

【Q11-3】

新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が続く中で、学校統合の検討を進める理由は何ですか？

2040 年度までに児童・生徒数が約 30%減少する見込みであることや、2024 年度から 2044 年度までの約 20 年間において、築 60 年を経過する校舎のある学校が、平均すると年平均約 2.6 校となる将来が見込まれる状況において、学校統合を契機とした新たな学校づくりの議論は避けられないものでした。

そのため、2019 年 8 月から 2021 年 3 月までの 1 年 8 カ月の期間、審議会において学校統合を契機とした新たな学校づくりの議論を進めてきました。緊急事態宣言期間中には、感染拡大防止の観点から審議会を Web 会議方式で開催してきました。

2024 年度が迫る中で、新型コロナウイルス感染症への対応と同様に学校統合を契機とした新たな学校づくりも喫緊の課題であることから、引き続き感染防止対策を講じながら検討を進めていきます。

12 新たな学校づくり（学校統合）の必要性

【Q12-1】

学校統合をせず、教育にもっとお金をかけるべきではないですか？

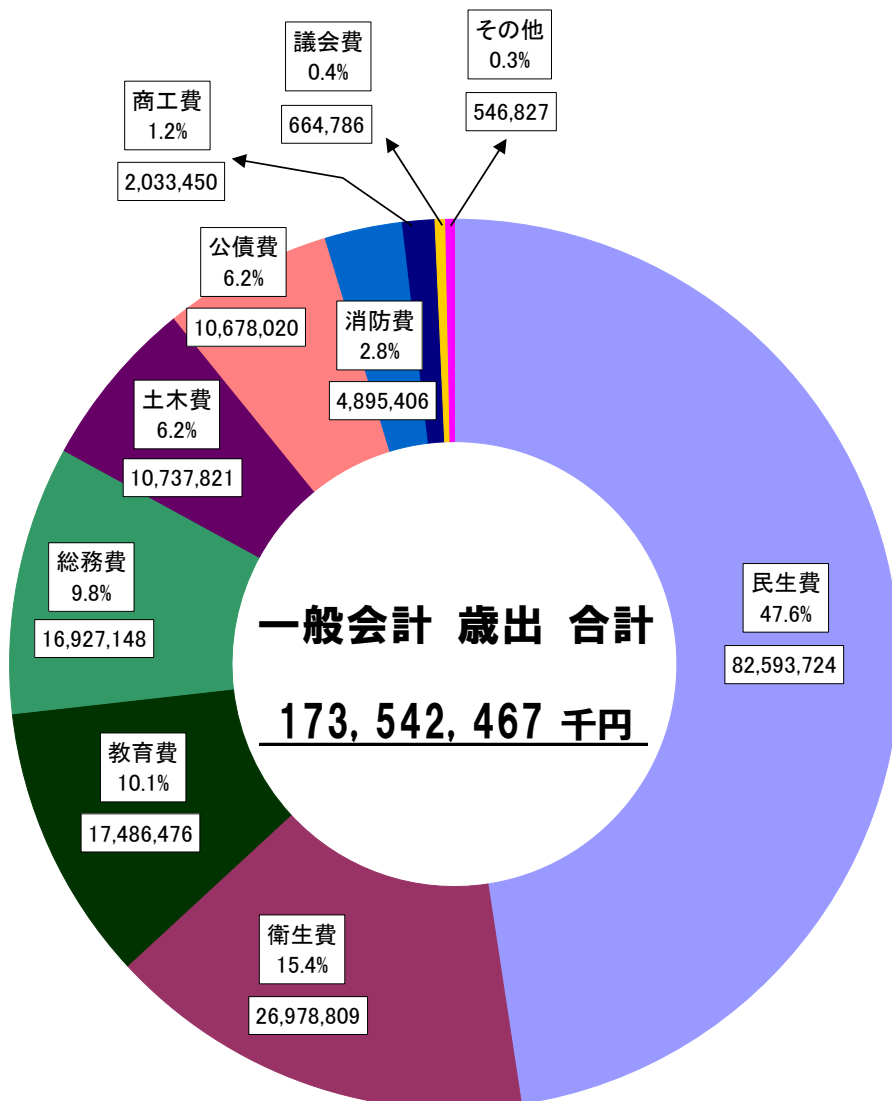
教育委員会は、2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定に併せて、「町田市立学校施設機能別整備方針」「町田市立学校個別施設計画 学校整備計画編」を当時に策定しました。

学校統合を契機として、建て替えを行う学校の施設環境を充実させたいと、2055年度までに実施する市立小・中学校の建て替え、長寿命化改修、その他改修・バリアフリー化等の工事にかかる事業計画をまとめています。

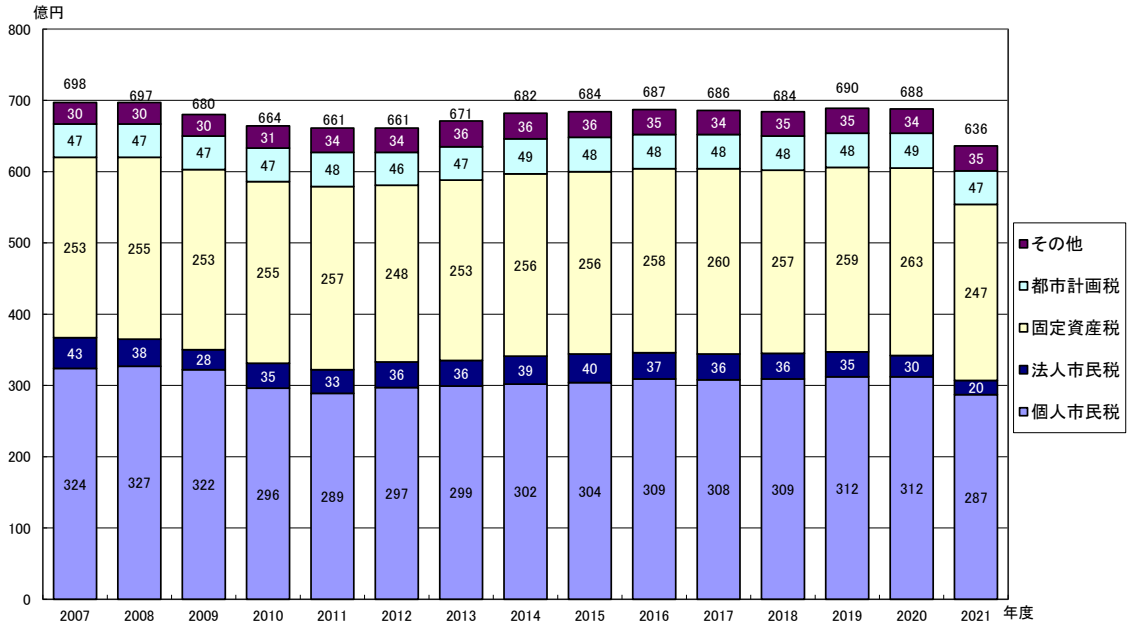
2021年度から2055年度までの期間における総事業費は2,541.7億円で、学校統合を行わない場合の総事業費3,414.6億円と比較すると、872.9億円少なくなっています。

2021年度予算において、教育費（学校教育・生涯学習・文化スポーツ関係の予算）が民生費（福祉・子ども等の社会保障関係の予算）や衛生費（ごみ処理、保健衛生関係の予算）に次いで3番目であることや、少子高齢化による社会保障関係経費の増加と市税収入の減少が見込まれる状況や、学校施設の老朽化が進む状況において、学校統合を行わずに教育環境を充実させることは困難です。

（参考1）2021年度一般会計歳出予算 目的別内訳 ※6月補正予算後



(参考2) 市税収入の推移 ※2007～2019 年度は決算額、2020・2021 年度は当初予算額



【Q12-2】

すべての学校を小さな学校に建て替えて残すことはできませんか？

現在の学校には様々な施設機能が求められており、1960～70 年代に建設した学校施設で対応することが難しくなっています。

児童・生徒の学習形態については、習熟度別の少人数指導を行うための教室の確保や、協働的学習を充実させるためのスペースの確保、ICT を活用した教育活動を行うための環境整備が必要となっています。そして、これまで余裕教室を活用して整備してきた特別支援教育の環境を充実させる必要があります。

また、教員以外の様々な人材が学校における教育活動を支援したり、保護者や地域の皆さまが学校を支えてくださっており、これらの人材の活動・執務スペースの確保も課題となっています。さらに、学校内における学童保育クラブや放課後子ども教室「まちとも」の環境整備を進めています。

学校統合をしない場合、普通教室の数は児童・生徒数に見合った数に減らすことはできますが、職員室や保健室等、特別教室（音楽室や図工室など）などは児童生徒数の割合に対して減らすことができません。また、体育館やプール等の体育施設も小さくすることが難しい施設となります。

そのため、学校に求められる施設機能を確保しながら学校を建て替えた場合、施設を大幅に小さくすることができません。少子高齢化と学校施設の老朽化が進む状況において、すべての学校を建て替えて残すことは困難です。

【Q12-3】

1 学級あたり 35 人以下の少人数学級の実現を最優先にするべきではないでしょうか？

町田市が独自に 1 学級あたり 35 人以下の少人数学級を実施するためには、増加する学級数に対応するために必要な教員や教室を市独自で確保する必要があります。このようなことから、町田市独自で 35 人以下の少人数学級にすることは考えていません。

なお、少人数学級の実現に向けては、東京都市教育長会を通じて、全学年 35 人以下の学級編製の要望を東京都に出しています。

【Q12-4】

学校統合をせず、今の校舎を長く使うことはできませんか？

学校統合をせず、校舎を長く使うためには、長寿命化改修を行う必要があります。

長寿命化改修は、耐用年数が60年となっている鉄筋コンクリート造の学校施設を80年程度まで使用できるよう、建物の内装や設備を撤去し、躯体（柱・壁・天井など）を補修したうえで、内外装や設備（電源・給排水設備・空調など）を更新することで建物の長寿命化を図る改修です。

長寿命化改修は、老朽化した建物の躯体を補修と内外装や設備の更新が必要であり、建替えの6割から7割程度の費用がかかります。校舎の大きさにもよりますが1校あたり30億円から40億円程度の費用を想定しています。

また、長寿命化改修を行えば建て替えが不要となるものではなく、長寿命化改修後、築80年になる前に建て替えを行う必要があることから、1校に対して、長寿命化改修にかかる費用と建て替えにかかる費用が両方必要となります。

少子高齢化と学校施設の老朽化が進む状況において、長寿命化が可能なすべての学校について、長寿命化改修を行ったうえで建て替えることは困難です。

【Q12-5】

これから始まる中学校給食の給食センター方式の実施に予算が必要になるために、今回の学校統合が必要になったのですか？

学校統合を契機とした新たな学校づくりの議論は、2019年8月から審議会を設置して進めてきました。

新たな中学校給食の提供方式については、2020年11月から学校給食問題協議会で議論を進めてきたものであり、給食センター整備のために学校統合を行うものではありません。

【Q12-6】

新たな学校づくり推進計画（学校統合や新設）について、どなたの発案で、どなたの権限で決定しているのですか？（責任者の氏名または役職などを公表することはできますか？）

「町田市新たな学校づくり推進計画」「町田市立学校施設機能別整備方針」「町田市立学校個別施設計画（学校整備計画編を含む）」は、いずれも町田市教育委員会が策定しました。

【個別編】

1 新たな学校づくり（統合新設校設置）のプロセス・スケジュール

【Q1-1】

統合新設校の検討プロセスを教えてください。

統合新設校の新校舎を建設して使用開始するまでの期間に、「統合新設校 基本計画検討」「基本・実施設計」「統合新設校建設工事」の3つのプロセスがあります。

鶴川地区では、2022年度までに基本計画を検討します。

■鶴川地区

統合新設校 新校舎使用開始までのプロセス

①統合新設小学校（位置：鶴川第二小学校）

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
統合新設校 基本計画検討		基本・実施設計		仮設校舎 建設	統合新設校 建設工事 ※解体工事含む			新校舎 使用開始

鶴川第二小
鶴川第三小（一部）
統合

2023～2024年度に新校舎の設計、2025年度に仮設校舎の設計・建設、2026～2028年度に新校舎の建設工事を行い、2029年度から新校舎の使用を開始する目標としています。

②統合新設小学校（位置：鶴川第四小学校）

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
統合新設校 基本計画検討			基本・実施設計		統合新設校 建設工事 ※解体工事含む			新校舎 使用開始

鶴川第四小
鶴川第三小（一部）
統合

2024～2025年度に新校舎の設計、2026～2028年度に新校舎の建設工事を行い、2029年度から新校舎の使用を開始する目標としています。

鶴川第四小学校を解体して新校舎を建設するために、2026年度に鶴川第四小学校と鶴川第三小学校の一部を統合し、2029年度に鶴川第四小学校の位置で新校舎使用開始を想定しています。

※基本計画の検討と並行して、設計と工事等を一体で発注する方法を検討します。

一体で発注した場合、設計・工事の期間が変更となる場合があります（想定統合年度に変更の予定はありません）。

【Q1-2】

学校ごとの新校舎を使用開始するまでのスケジュールを教えてください。

鶴川地区において、統合新設小学校（新校舎）で授業を開始するまでの想定スケジュールは下記のとおりです。

①統合新設小学校（位置：鶴川第二小学校）

対象	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
鶴二小	既存校舎		新校舎建設			☆新校舎使用	
		仮設校舎建設	仮設校舎			→ 取り壊し	
鶴三小（一部）	既存校舎		※既存校舎			廃校	

【2026年度】

- ・鶴川第二小学校区と鶴川第三小学校区の一部を統合
- ・工事期間中は鶴川第二小学校の仮設校舎を使用
- ・鶴川第三小学校校舎は鶴川第四小学校区と鶴川第三小学校区の一部の統合校で使用

【2029年度】

- ・新校舎で授業開始

②統合新設小学校（位置：鶴川第四小学校）

対象	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
鶴四小	既存校舎		新校舎建設			☆新校舎使用	
鶴三小（一部）	既存校舎		既存校舎			廃校	

【2026年度】

- ・鶴川第四小学校区と鶴川第三小学校区の一部を統合
- ・工事期間中は鶴川第三小学校の既存校舎を使用

【2029年度】

- ・新校舎に引越し

【Q1-3】

新校舎建設工事期間中に子どもたちの環境に影響はありますか？
（仮設校舎で、運動場が狭くなることがありますか？給食はどうなりますか？）

鶴川地区の新校舎建設工事期間中は、鶴川第二小学校の校舎と鶴川第三小学校の校舎を使用することを予定しています。

学校統合した場合には、普通教室だけではなく特別支援学級や学童保育に使用する部屋も増えるため、現在の鶴川第二小学校または鶴川第三小学校の校舎のみでは足りなくなる可能性があります。2026年度までの児童数の推移や推計を確認しながら、現在の校舎だけでは対応できない場合には、校庭に工事期間中に使用する校舎を増築して対応することになります。

この場合、校庭は狭くはなりますが体育の授業ができなくなるような規模の増築にはならないと考えています。

また、現時点の想定では代替の校庭は不要と考えています。しかし、児童数や工事の状況により、校庭で体育の授業を行うことが不可能になるほど狭くなる場合については、代替の校庭等の検討もします。

給食については、2026年からの新校舎建設の期間中における統合新設小学校（位置：鶴川第三小学校）については、鶴川第三小学校の給食室にて、児童・教職員すべてに給食を提供することが可能です。

統合新設小学校（位置：鶴川第二小学校）については、新校舎の工事において給食室を含めた既存校舎を取り壊した場合には、近隣の小学校で2校分の給食を調理できる給食室から、給食を配送する予定です。

【Q1-4】

学校統合後に想定している学級数、児童数、1学級あたりの児童数を教えてください。

2020年度に推計を行った、児童・生徒数・学級数推計における統合新設校の想定学級数・児童数・1学級あたりの児童数は、下記のとおりです。

※児童・生徒数・学級数推計は年度ごとに行う予定であり、今後、推計が変動する場合があります。

■鶴川地区統合新設小学校 児童・生徒数・学級数（推計）**①統合新設小学校（位置：鶴川第二小学校）**

区分	2026	2029	2030
学級数	22学級	22学級	22学級
児童数	612人	625人	626人
1学級あたり平均児童数	29人	29人	29人

②統合新設小学校（位置：鶴川第四小学校）

区分	2026	2029	2030
学級数	20学級	18学級	18学級
児童数	608人	575人	567人
1学級あたり平均児童数	31人	32人	32人

【Q1-5】

学校統合の時期や新校舎使用開始の時期が変更となる可能性はありますか？

鶴川第二小学校、鶴川第三小学校、鶴川第四小学校の児童数の見通しと学校施設の老朽化を踏まえて、推進計画に定めた新校舎使用開始目標年度までに新しい学校を整備したいと考えています。

【Q1-6】

2026 年度に学校統合しますが、鶴川第三小学校への入学受け入れを制限することはありますか？

鶴川第三小学校への入学の受け入れを制限する予定はありません。

【Q1-7】

新校舎の建設中も、プレハブなどを設置して現在の小学校に通学することはできませんか？

学校を改築する場合には仮設校舎を校庭に建設して新校舎を建設すること（例：鶴川第一小学校・町田第一中学校）が一般的です。

また、学校統合のように複数校をまとめる場所は、一時移転先の校舎で学校生活を送る間に校舎の建替えをするという方法もとることができます。

一時移転先の校舎で授業を行う場合には、1 時間目から 6 時間目といった授業時間だけでなく、休み時間における児童の屋外での遊び場の確保、放課後活動（放課後子ども教室「まちとも」、学童保育クラブ）の活動場所の確保、学校敷地内における活動への影響を少なくする利点があります。

通学の負担が増加する児童が増えますが、日中の多くの時間を学校で過ごす児童に校庭を確保することができることから、児童の教育環境・生活環境を考慮すると、一時移転先の校舎で授業を実施しながら新校舎を建設することを第一優先にしたいと考えています。

そのため、新たな通学区域において鶴川第三小学校と鶴川第四小学校は統合新設小学校（位置：鶴川第四小学校）の学区とすることから、鶴川第三小学校の校舎で授業をしている間、鶴川第四小学校の場所に新校舎を建設し、鶴川第二小学校は一般的な建替え方法である仮設校舎を校庭に建設して新校舎を建設することを想定しています。

工事期間（一時移転期間）も含めた、通学の負担軽減策は、各地域における検討課題の一つであり、統合新設校の新たな通学区域に設置を予定している「統合新設校 基本計画検討会」において、地域の実情やニーズを踏まえて検討いたします。

【Q1-8】

新校舎使用開始年度と想定統合年度が異なっていますが、新校舎使用開始年度に学校統合することはできませんか？

建替えの方法や工事期間を短くすることなどを考慮すると、鶴川第二小学校・鶴川第三小学校・鶴川第四小学校については、2026 年度に統合し、新校舎を建設することが適切と考えています。

【Q1-9】

仮設校舎建設時や新校舎建設時の通学において、工事の安全性（トラックの出入りなど）はどのように配慮されますか？

登校時の通学時間帯については、工事現場への搬出入車両の出入りを禁止します。

下校時については曜日・学年により、違いがあることから工事車両の出入りを禁止するなどの対応はできませんが、交通誘導員を配置したり、施工者にも十分注意するよう徹底指導を行ったりするなど、安全の確保に努めます。

【Q1-10】

新しい校舎は学校候補地内のどこに建てることになりますか？

学校の配置は基本計画検討会において、ご意見をお聞きしながら、敷地の形状や日影等の条件を踏まえて検討していきます。

【Q1-11】

新校舎建設期間中の工事騒音について配慮はありますか？

騒音につきましては低騒音型の建設機械の使用や工事場所を防音シートで囲うとともに、学校行事等で騒音を出してはいけない日や時間帯については一時的に作業を止めるなどの配慮を行います。

就学指定校（通学先）変更時期早見表（鶴川第四小学校区）

この資料は、現在の鶴川第四小学校区における町区域別の年度別就学指定校（通学先）を掲載しています。

町区域名の欄をご確認いただき、就学指定校（通学先）をご確認ください。

〈小学校〉

①町区域名	②就学指定校（通学先）												
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029				
小野路町	鶴川第四小学校					鶴川第一小学校							
大蔵町						大蔵小学校							
真光寺1丁目						統合新設小学校 （鶴川地区） ※位置：鶴川第三小学校				統合新設小学校 （鶴川地区） ※位置：鶴川第四小学校			
真光寺2丁目													
真光寺3丁目													
真光寺町													
鶴川3丁目													
鶴川4丁目													
鶴川5丁目													
広袴1丁目													
広袴2丁目													
広袴3丁目													

〈中学校〉

①町区域名	②就学指定校（通学先）								
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
小野路町	真光寺中学校								
大蔵町									
真光寺1丁目									
真光寺2丁目									
真光寺3丁目									
真光寺町									
鶴川3丁目									
鶴川4丁目									
鶴川5丁目									
広袴1丁目									
広袴2丁目									
広袴3丁目									